

◎議 事 日 程（第3号）

平成22年9月9日（木曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出 席 議 員（24名）

1番	大野 則男 君	2番	島田 浩 君
3番	吉川 三津子 君	4番	大島 一郎 君
5番	下村 一郎 君	6番	永井 千年 君
7番	石崎 たか子 君	8番	竹村 仁司 君
9番	鷲野 聡明 君	10番	堀田 清 君
11番	鬼頭 勝治 君	12番	岩間 泰彦 君
13番	真野 和久 君	14番	加藤 敏彦 君
15番	日永 貴章 君	16番	榎本 雅夫 君
17番	加賀 博 君	18番	大島 功 君
19番	大宮 吉満 君	20番	八木 一 君
21番	山岡 幹雄 君	22番	前田 芙美子 君
23番	近藤 健一 君	24番	中村 文子 君

---

◎欠 席 議 員（なし）

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八木 忠男 君	副 市 長	山田 信行 君
教 育 長	五富利 清彦 君	会計管理者兼 会 計 室 長	伊藤 忠俊 君
総 務 部 長	水谷 洋治 君	企 画 部 長	石原 光 君
収納担当部長	飯田 十志博 君	教 育 部 長	山田 喜久男 君
経済建設部長	加藤 善巳 君	上 下 水 道 部 長	大島 静雄 君
市民生活部長	篠田 義房 君	福 祉 部 長	加賀 和彦 君
消 防 長	横井 勤 君	社会教育課長	五島 直和 君
都市計画課長	加藤 清和 君		

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部 秀三	議 事 課 長	伊藤 浩幹
--------	-------	---------	-------



午前10時00分 開議

○議長（大宮吉満君）

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（大宮吉満君）

日程第1・一般質問を行います。

一般質問は、通告順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、通告順位1番の20番・八木一議員の質問を許します。

○20番（八木 一君）

皆さん、おはようございます。

15名の皆様が待機してみえますので、簡単にいきたいと思います。

議長さんのお許しをいただきまして、通告に基づき質問させていただきます。

それでは、7月、8月に大いに新聞紙上をにぎわしました1点目の高齢者の所在不明問題についてであります。2点目は、日光川右岸堤防災道路についてであります。3点目は、河川防災ステーション及び進入路について質問をしたいと思います。

それでは1点目からいきます。

100歳以上の老人が生きているのか死んでいるのか、身内も近所の人でも行政も、だれもかもが所在も生死もわからない、行方不明である、こんなことが許されるであろうかという論調で始まった報道は、そんな老人が280人以上もいることがわかってから、どう判断してよいか戸惑ってしまうようだ。本来「長寿」という言葉からイメージするのは、孫やひ孫に囲まれ、地域の人々に敬われながら、穏やかな余生を過ごしている姿であります。しかし、今日各地で次々に明るみに出た100歳以上のお年寄りの所在不明問題は、その背景には世界の高齢化の最先端をいく長寿国日本における高齢者の社会的孤立という重大な課題をうかがい知ることができるように思います。

今日、家族のあり方が大きく変わり、これまでの祖父母とその子供世帯が同居する3世代家族も珍しくなかった時代には、介護や育児など、家族が有するインフォーマルな機能が大きな役割を果たしていました。しかし、現社会においては親と子供から成る核家族が標準世帯となってきた、以前のようにもっと家族のきずなを持たねばいけなくはないかと思えます。また、都市化の影響で地域社会が大きく変貌し、従来の地域の持つコミュニティー機能は衰退し、新たな地域づくりが必要になってきているように思えます。

なぜこういう問題を防ぐことができないのか、個人情報やプライバシーの保護は生命の安全よりも優先されるというのか、堂々めぐりの議論は疲れるばかりである。お互いの権利や自由を尊重する、干渉はしないと幾ら頑張ってみても、どれもこれも生きていての話で、死んでし

まったんでは元も子もない。個人の尊厳を守るといふ正義や善意が実は人を死に追い詰めてしまっているようなことはないかと言えば穏当ではないが、これから先、絶句するような事件がふえていく気配と予感が高まるばかりである。

先日のテレビニュースで見ましたが、某市のある地区では、日雇い労働者の多いところで、事情あって今家族とは連絡をとらず、名前も変えてここで生活し、そこには、年をとり亡くなって火葬に付された後、引き取り手のないお骨が多く並べられた状況も映していました。大変悲しく思いました。

こうした社会状況の中、当初申し上げたことについて6点ほど列記してある質問をいたします。

次に、9月防災月間にちなんで、一度、防災道路、防災ステーションについてお伺いをいたします。

先日、8月29日日曜日、大規模な愛西市防災訓練が開催をされ、大変暑い中、915名の皆様に訓練をしていただき、大変お疲れさまでございました。

さて、平成12年9月11日から12日にかけて名古屋市とその周辺を襲った東海集中豪雨、2日間の雨量は9月の月間平均雨量の2倍を超える567ミリを記録し、死者10人、重軽傷者101人、全・半壊、損壊、浸水家屋6,500戸以上、経済的損失270億円を超える膨大な被害をもたらしました。あの東海豪雨の悪夢からはや10年を迎え、まだ脳裏に焼きついております。ことしも、中国やパキスタン、また近くでは7月11日から16日にかけて岐阜県可児市の大洪水も起きております。また、昨日も台風9号が福井県敦賀市に上陸し、その後、熱帯に変わり、秋雨前線を刺激し、静岡県小山町付近と神奈川県山北町付近ではいずれも1時間に120ミリ、山梨県富士吉田市付近では100ミリという猛烈な雨が降りました。いっどこで起きても不思議ではない、そういった集中豪雨、ゲリラ豪雨から守る環境整備が必要となってまいります。

平成19年、津島市の日光橋がかけかえられ、上に上がり、完成の後、ことし新日光橋から日光橋までの1キロ区間が供用開始区間となりました。

そこでお伺いをいたします。愛西市の北部を通る日光橋より以北の小津橋までの約4キロ区間はいつごろ完成するのでしょうか。また、155号線まではいつごろでしょうか。ちょっとまだ遠い感じがありますが、よろしくお願ひいたします。

次に、愛西市諸桑町にある塩田センター跡地に計画をされている防災ステーションは、災害、主に水害のときであります。水防活動の拠点として活用されます。水防活動及び災害復旧活動に使用する資材を備蓄するための施設であります。災害時には、水防情報の発信基地、2. 水防団待機場所、3番、水防活動及び緊急復旧活動の拠点、4. 土砂、水防機材の備蓄場所として大変重要な拠点であります。解体後、着手・完成は、また進入路はいつごろできるのか、お伺いをいたします。

これで壇上を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、通告書に基づいて順次説明をさせていただきます。福祉部の関係と市民生活部と

の関係がございますので、交互に入れかわりながら説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず1点目の、隣の市にもそういったことがあったようで、愛西市においては100歳以上の高齢者の不明者はいるのかという御質問かと思えます。それと、それ以外、90歳、80歳、そういったお若い方の状況はどうなっているのかということでございます。

8月1日現在、愛西市には満100歳以上の御高齢の方は15名お見えになります。内訳と申しますか、地区別に申し上げますと、佐屋地区9名、立田地区3名、八開地区1名、佐織地区2名、全員女性の方でございます。確認と申しますか、9月1日に長寿のお祝いということで市長が面談をして、お祝いの品を持ってお祝いに行ってもらっているわけですが、そういった直接お会いできた方が12名ございます。それ以外の方につきましては、御家族、あるいは御本人さんの御都合を伺った上で後日職員が持参をするわけでございますが、事前に3名の方につきましては、施設に入っておられる方2名、それから介護保険のサービスを利用されている方が1名、それぞれ事前にそういった確認はさせていただいております。

また、お若い方でございますが、私ども以前より、住所があっても市からの発送物が戻ってくるとか、医療や介護サービスの利用等もない方等々、それぞれ部署部署、それぞれ連携をとって可能な限り対応をしてきたつもりでございます。具体的な近々の状況を申し上げますと、例えば7月16日に発送いたしました後期高齢者保険証、これは書留でお送りしておるわけですが、そういったもの、それから7月20日に発送いたしました介護保険の納付書、それから8月10日発送の敬老会の案内で市役所へ戻ってきたもの、12名ございまして、そういった方々につきましてはほかの情報等により所在等を確認させていただいております。

それから2点目でございますが、敬老金制度がございまして、愛西市ではその際、面会して直接渡すようにしているのかというお尋ねでございます。

敬老金につきましては、95歳、90歳、85歳、80歳、それぞれ節目の方々にお渡しをするわけでございますが、直接お会いできる機会がございますので、ことしは特に民生委員さん、これは民生委員さん方をお願いしてお渡しさせていただいておりますが、できるだけ直接御本人にお渡しを願えないかということをお話をさせていただいております。そうはいいまして、入院とか健康を害してみえる場合、御家族の方にお渡しすることになります。そういったことは逐一、受領書をいただくことになっておりますので、そういったところにメモ書きをしていただきまして、後日そのメモを見まして私どもが医療や介護、そういったサービス、他の福祉サービス、そういったもので確認をさせていただく予定をいたしております。

3点目につきましては市民生活部長から答えさせていただきます。

#### ○市民生活部長（篠田義房君）

それでは私の方からは、御通告いただきました関係上の法律のことはどうかとか、4点目の不明ということについても、介護保険、後期高齢者医療、それから年金、こういった関係が報道されているがどうかと、この3点目、4点目について順次お答えをさせていただきます。

3点目の件でございますが、まず行政側のこととして、住民基本台帳の法律第3条第1項に

おきまして、市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならないと記載がございます。また同法第34条には、市町村長は、定期に、7条、この7条は住民票の記載事項で記載があるわけですが、これに規定する事項について調査するものとするがあります。また、市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも、先ほど申し上げました第7条ですね、7条に規定する事項について調査をすることができると。こちらは「できる規定」になっております。また、市町村長は、前2項の調査に当たり必要があると認めるときは、当該職員をして関係人に対し質問をさせ、または文書の提示を求めさせることができるとあります。また、住民基本台帳法の施行令第8条には、市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている者が転出をし、または死亡したときその他その者について、その市町村の住民基本台帳の記録から除くべき事由が発生したときは、その者の住民票を削除しなければならないとあります。

次に今度は、住民の皆様方の責務として記載があります。これは住民基本台帳法第3条第3項に、住民は、常に、住民としての地位の変更に関する届け出を正確に行うように努めなければならないとあります。虚位の届け出その他住民基本台帳の正確性を阻害するような行為をしてはならないとあります。同法22条、そして23条、そして24条、こちらの方には転入とか転居とか転出のことが記載されてございますが、例えば転入の22条を参考にしますと、転入をした者は、転入をした日から14日以内に、次に掲げる事項（氏名、住所、転入をした年月日、従前の住所等）を市町村長に届け出なければならないなどと記載がしてございます。また、同法26条の2項におきましては、世帯員がこの法律の規定による届け出をすることができないときは、世帯主が世帯員にかわってその届け出をしなければならないと明記がされてございます。また、戸籍法の第86条におきましては、死亡の届け出は、届け出義務者が死亡の事実を知った日から7日以内に、国外ですと3ヵ月になりますが、これをしなければならないという規定になってございます。

行政側にしましても、住民の皆様方の側につきましても、こういったおのおのの立場でしなければならない旨が記載されてございます。

4点目の、不明から来るいろいろ新聞紙上等報道されている関係の御質問の件ですが、この介護保険、後期高齢者医療の問題につきましては、保険料が納付され、利用があれば、生存をしているというようなことに相なります。生存していなければ、当然のことながら利用がされないはずであります。利用がされなければ給付といったようなことは起こりませんので、返還問題については発生は生じないというふうに考えております。

次に年金の問題でございますが、こちらは新聞・テレビ等で報道がありますように、厚生労働省から市区町村の区域を管轄する日本年金機構の年金事務所に、行方不明の高齢者に関する情報提供をしてほしい旨の協力の依頼文が届いております。この市区町村から情報提供された行方不明の方が年金受給権者である場合は、当該年金受給権者に対し、2週間の期限を定めまして、日本年金機構から当該受給者の生存の事実について確認できる書類を送り、その提出

を求めることに相なりました。受給権者から提出期限までにその書類が提出されない場合は、原則として年金の支払いを一時差しとめる方針を打ち出しておみえになります。

行方不明者とされる受給権者から期限までに書類が提出された場合は、地方厚生局長の認可を受けまして日本年金機構の職員が当該受給権者の住所地を訪問し、本人に面会を求めて生存の事実調査を行うということを聞いております。

また、死亡していたのに年金を受給していた件につきましては、死亡確認ができた場合は、年金受給権を取り消し、死亡後に支給された年金の返納を家族らに求めるというふうに従ってまいります。

私の方からはとりあえず以上でございます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは5点目でございますが、津島市では、新聞報道によりますと、命の確認を進めますと所在確保の対象を75歳以上まで広げることを明らかにする。愛西市ではどうかというお尋ねでございます。

私どももその報道に触れまして、現実にもしやるとすると、例えば人数も多いわけでございますし、じゃあそのお宅へお邪魔して、どこまでその家庭の中に入ることができるのかというようなことを感じるところでございます。やはりこういったことについては一定のルールづくりが必要ではないかなというようなことを思うわけでございます。

私どもとしては、各新聞報道等でも言われておりますように、部署間の連携がとれていないんではないかというようなお話もございましたので、私どもとしてはなお一層、従来、先ほども答弁させていただきましたように、お互いに介護、国保、それぞれ部署は違いますけれども、連携をとりながら、郵便物の返送物なんかについては連絡をとりながら確認をさせていただいておるわけでございますけれども、なお一層そういった連携を強化いたしまして、そういったもので確認をしていきたいと、そんなことを考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○市民生活部長（篠田義房君）

それでは6点目の、問題の原因とは、また再発防止に向けた対応策はということにつきましては、私の方と、後ほど福祉部長の方からも御答弁をさせていただきます。

まず私の方、原因、これにつきましてはいろいろあるかと思いますが、私どもなりに大きく2通りが考えられるということで分析をさせていただきました。一つには、家族関係が年金受給を目的としまして、死亡や行方不明の高齢者を「生存」と外部に報告し続けるものでございます。それから二つ目には、債務の取り立て、認知症や放浪癖、失業から路上生活等々によって家族や近所と連絡がなくなり、所在不明者となって、生死がだれにも全くわからないような状況になっている者ではないだろうか。

こうしたことにつきましては、議員が質問趣旨の中でも述べておみえになるとおりでございます。1点目につきましては家族関係者の悪意から起こるものでございますので別としまして、2点目は、核家族化など、日本社会の構造的な問題から来るものであろうかというふうを考えております。かつては3世代同居という形で、お年寄りから子供までが同居し、助け合っ

いう家族体系でございましたが、ここ二、三十年の間は核家族化が進みまして、高齢者が未婚・既婚を問わず成人の子供と離れて住む世帯が非常にふえてきております。そして近隣者は言うに及ばず、親子、親戚間の人間関係も希薄になって、社会とのかかわりもだんだんなくなってきているのが現状であろうかと思えます。こうしたことが起因しているのではないかというふうに考えております。また現代、貧困という要因、認知症によって判断力がなくなった、また多重債務の取り立て等から逃れるために住民票をそのままにして全く別の場所に住むとか、また路上生活に入るとか、一方、出稼ぎには出てきたものの、思うように稼げずに送金が滞ったり、何らかのトラブルでふるさとの家族と疎遠になってしまい、そのままの状態になって今日を迎えているといったことがあるのではないかなというふうに考えております。

一つ目の件について、これについて見れば犯罪でありますし、それとは別に、先ほど申し上げました二つ目の件ですが、これといった解決策は難しいわけですが、今の社会経済問題を解消させる施策、また家族のきずなを深めるといった地域のコミュニティーづくり、こういうものに皆がそうした取り組みを努めるということが重要になってくるのではないかなというふうに考えております。

私の方からは以上でございます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

同じく6点目の件につきまして、私の方から少しお答えをさせていただきたいと思えます。

まず厚生労働省でございますが、こうした事態に対しまして、8月6日に高齢者所在不明・孤立化防止対策チームを設置いたしました。この中で話し合われますことは、まず一つとして、所在不明の高齢者等を把握するために医療・介護保険情報が活用できないか、二つ目といたしまして、孤立している高齢者に対する支援の方法、三つ目といたしまして、高齢者の見守りや訪問等のための社会資源の活用、四つ目といたしまして、公的年金不正受給の防止のための方策、以上の4点を話し合っていく予定になっているというふうに聞いております。

先ほどもルールづくりが必要ではないかというふうなことも申し上げましたが、こういった対策チームの中で全国統一のルールづくり等も決めていただけると、私どもとしてはありがたいことだと思います。いずれにいたしましても、これらの結果も見ながら、今後もそういったことのないように対策を立てていきたいと、そんなことを思うところでございます。

以上で高齢者の所在不明問題についての答弁とさせていただきます。

#### ○経済建設部長（加藤善巳君）

それでは私の方から、日光川右岸堤防災道路について御説明をさせていただきます。

日光橋から小津橋までの区間、そして小津橋から155号線までの区間の完成はいつごろかということですが、全体計画区間につきましては20キロでございますが、現在は国土交通省の国道1号の拡幅工事及び日光大橋の改築工事にあわせて国道1号線関連区間を事業中で、これを平成27年度までを目標に今現在進めているということですが、日光橋から小津橋まで、そして155号線までの区間については、県においても現在財政状況が非常に厳しいということで、今のところその完成年度までについては申し上げることができないというふうに



答えを県の方からいただいておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、防災ステーションの関係でございます。

着手・完成年度、そして進入路はいつごろできるかということでございまして、完成年度につきましては、24年度に着手をしまして26年度に完成をしたいということで愛知県より聞いております。そして進入道路につきましては、今回、公共補償で補正予算をお願いしておりますが、本年度中に用地買収を済ませまして、そしてまた本年度中に工事に着手をしまして、23年度までに完成をしたいということを愛知県よりいただいておりますので、よろしく願いいたします。

**○20番（八木 一君）**

大変詳しく御答弁願ひまして、ありがとうございました。

各部署間の連携を密にとっていただきまして、情報の共有化といいますか、状況の把握をしていただいて、あそこの方は見えないだの、病気だの、あそこへ入られただの、部署間の連絡を密にしてやっていただきたいと思ひます。

それから、施設入所で確認が2名となっております。介護保険利用で確認が1名、この方はどこに住んでみえるのでしょうか。施設2名、介護保険利用1名となっておりますが、その1名の方はどこに住んでみえますかね。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

佐屋地区の内佐屋町でございます。

**○20番（八木 一君）**

自宅に住んでみえますか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

自宅におられて、デイサービス等を利用しておられます。

**○20番（八木 一君）**

ありがとうございます。

そして、合併をいたしまして5年になるわけですが、過去にこの職権消除を利用して登録抹消をした例はありますでしょうか。

**○市民生活部長（篠田義房君）**

合併してから職権消除の例があるかということでございますが、ございます。17年から21年度まで32件でございます。

**○20番（八木 一君）**

この32件といいますのは、住所が要するにありまして所在が確認できないということですね。

**○市民生活部長（篠田義房君）**

一応そういう形で職権消除をされたものです。ただ、職権消除の理由は記載したものがちょっとないものですから、議員が今おっしゃられた形で消除というふうに御理解いただきたいと思ひます。

**○20番（八木 一君）**

この職権消除は、住民票の職権消除であります。戸籍は要するに法務局へ届け出て抹消をするということではありますが、住民票を職権消除するときに難しい点はということが上げられるんではないでしょうか。

**○市民生活部長（篠田義房君）**

先ほど申し上げましたように、私どもとしても職権消除してまいった例があるわけですが、新聞・テレビ等で報道がされておりますように、例えば住民票上「同居」と記載されてみえる家族関係者がお見えになる場合、帰ってきたときに家がないといいますか、住民票がないという形はつらいと、このままにしておいてほしいとか、やっぱり御家族の方の考えがございますので、身内の方の御意見というものもある程度酌むということも考えますとそういう点かなとは思いますが、ただ、これだけ新聞で騒がれておりますので、今後については、きちんと確認ができたものについては対処してまいりたいというふうに考えております。

**○20番（八木 一君）**

今の職権消除の件ですけれども、職権消除をして戻ってみえた方はほとんどいないと聞きましたんですけれども、復活ということはあり得るんじゃないでしょうか、やっぱり。

**○市民生活部長（篠田義房君）**

住民票の消除でございますので、例えば何のたれべえなら何のたれべえさんという本人確認がきちんとできれば復権は可能でございます。ただ、手続につきましては諸事いろいろな手続を要するという事だけは御理解をいただきたいと思っております。

**○20番（八木 一君）**

津島市では、75歳以上まで広げると明らかにしてみえます。そして75歳以上84歳までの4,946名を、なかなか大変でありましたが、命の確認作業を終えたと発表されてみえます。愛西市は、65歳以上の方は介護保険の納付書で確認するという事で処理をされてみえるんじゃないでしょうか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

先ども申し上げましたように、現段階ではそういう事で考えております。

**○20番（八木 一君）**

先日の新聞に、愛西市では133歳男性を筆頭に100歳以上の46人が生存扱い、うち20人ほどは附票に主に米国等の国名が書かれているといいます。この問題についてちょっと詳しく御説明をお願いしたいと思います。

**○市民生活部長（篠田義房君）**

市長の招集あいさつでも市長の方からお話があったんですが、言っておみえになるのは戸籍の関係ではないかと思いますが、それにつきましては、戸籍には附票というものがついてございまして、その附票が空白、何も記載がされていない、もしくは外国名、米国なら米国といった記載だけであと一切記載がないと、そういったものが市内では46名、これは戸籍の関係ですので、先ほどの住民票関係とはちょっと異なりますので、その辺は分けて御判断をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○20番（八木 一君）

そして、この46名が生存扱いとなっておりますが、これは戸籍の方ですけれども、これは抹消ということになるのでしょうか、戸籍の方は。されましたかね、抹消を。

○市民生活部長（篠田義房君）

住民票のいわゆる消除につきましては、先ほど法律の関係の解釈というか、記載の中で議員の方へも御答弁させていただきましたような記載がございますので、市町村でできるわけですが、戸籍につきましては市町村の判断ではできませんので、法務局、こちらの方の許可が必要になってきます。一遍その先ほど申し上げました方につきましても、身内等お見えにならないか、そういった関係も探り得る範囲で一応見て、法務局の方へどうさせていただくのがいいだろうかという御相談をしたいということでの現在動きはいたしてございます。

○20番（八木 一君）

この問題について市長さんにちょっとお伺いをいたしたいと思います。

最後に、この問題の最後であります。長寿大国の看板の裏で、高齢者をめぐる縁が希薄化する社会の現実、行政の力不足が浮かび上がる。官民連携で再発防止に全力を挙げよと言いたいのですが、市長さんの御見解はどうでしょうか。

○市長（八木忠男君）

八木議員の御質問にお答えいたします。

まさに冒頭の質問の趣旨の中でおっしゃったとおりで、今改めて認識しております。現代社会の、あるいは生活環境の場の残念な面が出ているんじゃないかなと、そんなことも思いますし、一層私ども御指摘いただいた点には留意しながら今後努めてまいりたいと思っております。

○20番（八木 一君）

それでは続きまして、日光川の堤防の方へいきます。

年次計画も大まかな完成年度もちょっとわからないということではありますが、先ほど進捗度がまだ御答弁になっていないようですけれども、進捗度はどのくらいこの防災道路につきましてはなっているのでしょうかね。

○経済建設部長（加藤善巳君）

先ほど、全体区間20キロというふうに申し上げました。そして現在の供用開始区間は5.6キロということがございますので、率でいきますと28%ほどということになります。以上でございます。

○20番（八木 一君）

そうすると、この防災道路はやっぱり、国道1号線関連を今事業中で、27年度に完成すると。そして、愛西市の北部を通るところは27年度以降になるのでしょうか。

○経済建設部長（加藤善巳君）

国道1号線が終わりまして、その後、27年を目標に今現在進めているということなんですが、この後、県が言いますには関西線、次は関西線のところを実施していきたいというふうに県からは聞いております。ここについても一部愛西市もございますが、ここの部分について次はや

っていききたいということを聞いております。

○20番（八木 一君）

そうしますと、大分おくれるような感じがいたしますね。ここの防災道路の目的は、一般の道路が水没してしまうんですね。それで、水害時に早く安全な場所へ避難できる、早く救助に向かうことが可能になる、災害後の復旧作業が早く進むという重要な道路でありますので、一刻も早く愛西市として御要望の方を、県の方へ行くたびごとに御要望を出していただきたいと思っております。

○経済建設部長（加藤善巳君）

当然、愛西市としまして、愛西市区間の防災道路完成に向けて少しでも早くやっていただけるように、機会あるごとに県の方には要望していきたいというふうに思っております。

○20番（八木 一君）

次は、防災ステーションについてであります。

24年に着工をいたしまして、進入道路ですけれども、26年に完成と。ステーションの方は26年度完成ですね、これは。これの大きさとか設備がわかりましたら教えていただきたいと思っております。

○経済建設部長（加藤善巳君）

防災ステーションに関しまして、敷地面積については5,280平米ほどだというふうに聞いております。そして、中の設備については現在のところ、水防センター、それからヘリポート、車両交換所、作業ヤード、そして駐車場、そして資材備蓄ヤード等を設けたいというふうに聞いております。以上でございます。

○20番（八木 一君）

一刻もこのステーションの方も完成をお願いしたいと思います。

まだこの地区は大きな災害は免れておりますが、起こってからでは遅いのであります。備えあれば憂いなしのことわざどおり、一刻も早い完成を要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（大宮吉満君）

20番議員の質問を終わります。

ここで10分休憩をとりたいと思っております。再開は10時55分です。よろしく申し上げます。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（大宮吉満君）

それでは、休憩を解きまして再開をいたしたいと思います。

次に、通告順位2番の15番・日永貴章議員の質問を許します。

○15番（日永貴章君）

通告に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、補助金交付を受ける団体・個人に対する現況調査について質問させていただきます。

ます。

現在、市といたしまして多くの団体・個人に対しまして、規定に準じ、交付金、補助金、また手当などが交付・支給されております。また、さまざまな事業を団体・企業に委託し、委託費が支払われております。これらは各団体・個人に対してさまざまな意味からも、少しでも積極的に活動、生活をしていただき、元気な愛西市の一助を担っていただきたいという思いから支給され、よりよい事業の展開をしていただいているために支払われていると思います。しかしながら、多くの市民の方々はそれらの本当の意味合い、支給条件などがわからず、理解されていないことも多くあると思われまます。せっかく支給などをするのであれば、その意味合いなどを広く多くの市民の方々に知っていただき、より意味のある有意義な交付金、補助金、手当、委託料などとなり、愛西市の発展の一助となっていただくべきではないかと考えます。

そこで、まず現在、各補助金、交付金、手当などについて、大まかにどのような手続を経て支給・交付決定がされているのかをお聞きいたします。そして、現在支給・交付されている各団体・個人に対する実態把握は、市全体的な考え方としてどのように行っているのかをお聞きいたします。

2点目に、指定管理者制度の今後について質問させていただきます。

今回の議案でも、多くの指定管理者制度について上程されております。指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに対応するため、公の施設におけるサービスの質の向上と自治体の財政負担の軽減を図るため、管理コストの削減が期待され、導入されました。

以上の2点を実現するためには、自治体による直営で運営を行う、あるいは匿名により外郭団体に管理委託をするよりも、公募という競争環境の中で、民間業者などのノウハウを生かし、よりよい提案を求め、最適な主体を管理者として選定することが不可欠であると考えます。

しかし、すべての施設に指定管理者制度を導入し、民間業者を指定することが求められているわけではございません。すなわち、各自治体がそれぞれの施設の特徴を踏まえ、最も適正な管理方法を選択できるようになったことと解釈すべきであると思います。したがって、各自治体において、各施設において直営にするのか、あるいは指定管理者とするのか、その場合には公募とするのかなどについて中・長期的な視点から判断することが求められております。具体的に自治体が民間業者に何を期待しているのかのアンケートを民間業者が行った結果、「財政支出の削減」が90%と一番多くなっております。その次に「サービスの向上」と続き、これまでにないサービスを提供することを期待されていることもうかがえます。

そこで、愛西市において、多くの施設において指定管理者制度を現在導入し、また今後も導入が検討されていると思いますが、市全体の方向性として指定管理者制度に対し、まず目的をどこに置いているのかをお聞きいたします。そして、更新時期を迎えた施設もございしますが、その評価を全体的にどのように行い、今後の方針が導入当初とどのように変わってきたのか、全体的な考え方をお聞きいたします。

3点目に、人事管理の状況についてお聞きいたします。

現在、愛西市として、職員の方々の意識のレベル向上に向け、人事評価制度を試行的に実施

しているとお聞きいたします。このことは、現在では多くの企業が既にかなり以前より導入され、また自治体においても多くの地方公共団体が既に導入しているとお聞きいたします。

職員の方々の意識やレベルが向上することは、市当局にとっても、また市民の方々にとっても、よりレベルの高い、質の高いサービスの提供が期待でき、市全体の活性化にもつながると思います。そのためにも人事評価はとても重要となり、より正確に、より平等に、より現実に近いシステムづくりが求められていくと思います。評価された者がみずからを見詰め直し、今後の活躍に役立つ制度にしていきたいと思います。

そこで、現在行われている制度の試行的運用について、その内容と現状と評価、また今後の実施の方向性をお聞きいたします。

以上、わかりやすく簡潔に答弁を求めます。お願いいたします。

### ○企画部長（石原 光君）

それでは、まず1点目の補助金、交付金、あるいは個人も含めての補助金の関係について、状況も含めて御質問をいただきましたので、全体として今市の考え方、とらえ方についてお答えをしたいと思います。

まず補助金の関係につきましても、合併後、その中身の検証ということで、それぞれ一つ一つ見直しをしてきておるといのは議員の御承知のことと思います。それで、先ほど補助金、あるいは委託金、それから手当というお話もございましたけれども、それぞれが愛西市の方、その目的、それぞれの目的があります。その目的に沿った形で、補助金にしる、支給手当にしる、それから委託料にしる、やはりそれぞれの規則なり、要綱なり、そういったものがあるわけですから、それにのっとった形で、先ほど議員の方が申された手続について、あるいはその事業が完了すればそれに応ずる報告書的なもの、それにのっとった形で一応愛西市としてはそういった手続を進めておるのが現状でございます。

それで、やはり本当のその意味合いというか、市民の皆さんが理解すべきではないかと。当然です、それは。やはり皆さんからお預かりした税金を原資にして、それぞれの補助金なり、手当なり、委託料なり、そういったものに市としては支給をしているわけですから、補助金を出しているわけですから、当然のことだというふうに思っています。ですから、それ以上にやはりその実態といいますか、そういった中身の検証といいますか、調査といいますか、そういったものを当然ながらやはりきちんとやっていくべきではないかというふうに思っておりますし、それぞれ現状の実態把握につきましても、事業がそれぞれ完了した段階で当然ながらその実績報告書というものが提出もされますし、その書類での一つの検証も当然しておりますし、いずれにしても、先ほど申しましたように、手当にしる、補助金にしる、それぞれ目的がございますし、それぞれの支給規則、あるいは要綱、そういったものにのっとってその事務が進められていると。それに基づきまして、当然、市としては調査、審査というものをやりながら、皆さん方の方に公表していくという前提で一応考えております。

それから指定管理の関係でございますけれども、これも全体的な関係がございますので、私の方から一応お話をしたいと思います。

きのうも条例の関係でこの指定管理の関係についてはいろいろ御質問をいただいておりますけれども、その評価と、それから一応愛西市としてはどこに目標を置いておるんだというお話もございました。

まず指定管理者制度につきましては、これは平成15年9月に自治法の改正がございまして、その改正に伴いまして制度に移行してきたという経緯がございます。その中で、私どもが定めております行政改革大綱の中にも、やはり民間能力の活用という部分の中で、当然有効なものについては指定管理者制度を導入していこうというような基本的な指針を設けております。それと、なおかつ愛西市の施設報告書というものも策定をしております、それぞれの施設に対する考え方、そういったものも整理をしておるつもりでございます。

そして、今後の方向性につきましては、きのう一部お答えもしているつもりでございますけれども、やはり基本は、民間にできることは民間にという一つの基本、それから指定管理者制度の新たな施設の導入や更新、当然その中にはいろいろ民間企業等の専門知識や経営資源を活用しまして、より効率的といいますか、効果的なそういった行政サービス、業務の推進というものを図っていかなければならないだろうと、これは当然どこの団体でも考え方は一緒だというふうに私は理解しております。

そして、公募の方も出ましたけれども、やはり新規導入とか更新の手続については、やはり公正で透明性を確保するというのが大事だと、それが大前提だというふうに考えておりますので、その競争原理を生かすためにも、公募に導入というものを愛西市としては基本にしています。議員もお話ございましたように、それぞれの施設にそれぞれの設置目的がありますので、愛西市の公共施設すべてがそれでは指定管理者制度の導入かという、そうではありません。やはり設置目的によりまして直営のものの中にはありますので、そういった中で一応整理をしておるつもりでございます。

そして、評価の関係でございますけれども、これは指定管理者制度の評価、いわゆる管理事業者の評価ですね、管理者そのものの評価については、これも私どもモニタリングに関する指針というものを策定しております、事業報告書として管理業務の実施状況、あるいは施設の利用状況などの報告書を出してもらいます。並びに、場合によっては実地調査、これも実施をしております、ケースによってはですね。それで、その管理業務の確認というものを、それぞれ管理者そのものに評価をしていただきますこともありますし、それから時には利用者のアンケート調査などを実施しまして、利用者の方がどう思っているか、どう評価しているかというような調査も一応実施をしております。

いずれにしても、先ほど申し上げましたように、中・長期的にやっぱり検討していくというのが大事だなというふうに思っていますし、愛西市の一つの目的をどこに置いているか、これは議員の方から今お話がございました中にもありましたように、人件費の削減ばかりではやはりありません。当然ながら、それも一部含まれますけれども、やはり効率的かつ効果的な施設管理、そしてやっぱり一番は、住民の皆さん方がその施設を使いやすいようなサービスの向上というのがやはり大前提ではないかなと。当然その人件費というものも削減の対象とい

いますか、経費の削減もこれは必要でありますけれども、やはり住民の皆さん方により使いやすいサービスの向上というのが必要ではないかなというふうに考えております。以上です。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

それでは私の方からは、3点目の人事評価の関係についてお答えをさせていただきます。

人事評価でございますけれども、昨年度から試行的に取り入れた制度でございます、この関係につきましては、議員が申されておりますように、職員の勤務実績とか、また執務に关します職員の能力、適格性を統一的に記録することで、人事管理の合理化とか人材育成、あるいは組織の活性化を図る目的で導入をいたしておるわけでございます。

人事評価でございますけれども、能力的に能力の発揮状況を見る能力評価と、役割を明確化した上で、上げた成果を見る業務評価というのがございますけれども、今回導入いたしましたのは、第1段階といたしまして能力評価を導入したわけでございます。そういう中で、人事評価をする上で、まずは部下の評価をする前に自分みずから自己評価をして、それを上司が評価するというような評価をしたわけでございます。それで評価者というのは、一部を除きまして管理職、一部というのは、昨年度の場合、お1人、園長が補佐職でございましたので、それ以外は管理職で行っておりますけれども、第1評価者が行って、その是正をする意味で部長を第2評価者としたわけでございまして、これにつきましては各部署によって評価の差が生じないように調整をする意味で含んでおるわけでございます。

そういう面からいたしまして、人事評価でございますけれども、人事異動とか昇格、人事育成の観点から活用をしていきますし、今後も、今年度も実施していきたいと、このように考えておる次第でございますので、よろしくお願いたします。以上です。

#### ○15番（日永貴章君）

御答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。

まず最初に、補助金の団体・個人に関する再質問なんですが、先ほど質問の中にも若干入れさせていただいていますが、交付金、補助金、手当の支給時に、各団体また個人の方々に支給の意義とか、どの部分に対する補助なのか、交付なのかを含めて確認や説明などを現在行っているのか。

あと、さっき評価の部分で実態把握の件で御答弁いただきましたが、現状の実態把握の方法に問題はないのか。また、もし交付・支給条件と実態に違いがあった場合にはどのような対応をされるのか、お聞きいたします。

#### ○企画部長（石原 光君）

補助金のそれぞれ各団体のいわゆるそれぞれの目的があって、それをきちんと意味合いといえますか、それを説明しているかというような御質問だと思いますけれども、当然それは先ほど申しましたように、補助金にしろ、それから手当にしろ、交付金にしろ、それぞれの一つの要綱といえますか、支給規則なり、それがあつたわけですか。その中にきちんとそういった目的というものがありますから、当然その補助団体に対してはこういう目的で使ってほしいというような説明はそれぞれ担当の方からしておると思っております。ただ、それを全体的に、愛西



市全体に、それぞれの補助金がこういう意味があつて、手当がこういう意味があつて、交付金がこういう意味があるというものについて例えば広報紙等で全市民の方に周知をしたという、その形は今、私自身の認識ではとられてはいないというふうに思っていますけれども、今後、先ほど言いましたように、説明責任といえますか、補助金、交付金、手当にしろ、それは当然明らかに、税金を使って支給するわけですから当然明らかに公表していくべきだというふうに思っていますけれども、いずれにしても、補助団体の方にはそういったきちんとした説明というのは各担当の方からはしているというふうに理解しております。

それから現状の実態把握、それはそれぞれの各団体の方で、先ほど申しましたように、補助団体を持っておりますので、当然、一番もとは愛西市の補助金交付規則です。その中にきちんとそれぞれの手続が規定されておりまして、中には実地調査もやりなさいということも書いてありますので、そういったものをもとにして現課現課でそれぞれ対応はしているというふうに理解しております。

それから、もしその補助金の目的に沿わないような支出といえますか、そういうのがされていたらどうだという御質問ですけど、当然それは目的に沿った形で私どもとしては補助金を支給しておりますので、もしそれが目的に沿わないということになれば、当然それは一応検査、監査、そういったものを踏まえた中で、当然、補助金返還とかそういった措置をとらせていただくような形になるのではないかなというふうには理解しております。

#### ○15番（日永貴章君）

ありがとうございます。

やはり交付金、補助金、あと委託している事業に対する委託業者、すべてに対してやはり実態調査ということは必要だと思いますし、ただ単に報告書を受けてそれでいいよということではなく、やはり職員の方々が責任を持って現場を見に行つてどのようなことをやっているのか、先ほど指定管理者のところではアンケートなども時には実施している、実態調査を現地に行つてやっているというお話もありましたので、こういうこともすべてそのような団体に対して行つていただく義務がやはり行政として任せている以上はあると思いますので、いま一度確認していただけてやっていただきたいというふうな要望をしますが、いかがでしょうか。

#### ○副市長（山田信行君）

そういった御指摘をいただきまして、今後見直すべきところは見直していきたいと思っておりますけれども、先ほどおっしゃいました手当の趣旨なんかは、もらっておられる方がどのように認識をしておられるか、こういった点は、今は手当がすべて振り込み制度というところから難しい問題があるかもしれませんが、広報紙などを通じてそういった関係は、その手当の趣旨が生きるような使い道をされることをこれからPRしていきたいと。いろんな、補助金であれば実績報告書、また委託事業であれば支払いの時点での検査報告書、そういったものをもう少し内容を確認いたしましてさらに充実をしていきたいと、そのように考えております。

#### ○15番（日永貴章君）

ぜひともいろいろな面でやっていただきたいと思えます。

次に指定管理者の件なんです、民間でできることは民間でというお話が先ほど答弁の中であったんですが、ある意味では、民間でできることはじゃあすべてもう指定管理者などをやめて、民間にやってくださいとすべて譲り渡すという方法もあると思いますが、今後そのような考え方も出てくるのか、そんなことは一切考えていないのか、ひとつ質問させていただきます。

**○副市長（山田信行君）**

やはり当該施設の目的が発揮されるように、直営でやった方がいいのか、また部分的な業務委託でやった方がいいのか、あるいは指定管理者制度で民間のノウハウを有効に生かせるような管理制度にした方がいいのか、そういったものはそれぞれの施設の目的を見ながら判断をしていきたいと思っております。

**○15番（日永貴章君）**

いろいろな考え方がありますので、やはり柔軟に検討・評価していただいて、今後よりよい運営をしていただくように検討していただきたいと思っております。

人事管理評価の件ですが、今年度もさらに実施していくということですが、今年度も試行的に実施されると、実際にこれを導入して評価していくのはまだ先だということなのかどうか、お聞きいたします。

**○総務部長（水谷洋治君）**

今年度でございますけれども、昨年度は初年度ということもあって試行ということを使ったんですけれども、昨年度につきましては、この試行をする前に、職員が評価者に対しての説明をし、実質的に戸惑いながらにおいても試行的で職員が評価をいたしました。また、評価を終えた段階で、専門の方から評価に対しましての勉強というか、研修も受けたわけでございますので、今年度につきましては試行でいくのか本格的にいくのかという御質問でございますけれども、今年度につきましては試行ということではなしに本格的というような形で進めていきたいと、このように考えております。

**○15番（日永貴章君）**

今年度から本格的に導入してやっていくということでございますが、前年度の試行導入に対して改善しなければならぬ大きなことがあったのかなかったのか、今のシステムで大丈夫だということで本格実施なのか、お聞きいたします。

**○総務部長（水谷洋治君）**

この人事評価の関係でございますけれども、これの前にアンケート調査もあわせてやっております。そういうような中で、一昨日の議案質疑のときにも御答弁させていただきましたけれども、全職員同じ項目でしたわけでございます。そういうような中で、項目すべてが同じというのもしないという意見もいただいておりますので、まだ11月1日を基準日といたしておりますので、まだまだ時間がございますので、具体的に見直すか見直さないか再度よく検討した上で進めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく申し上げます。

**○15番（日永貴章君）**

人事評価は今までやっていなかった部分が多いと思っておりますけれども、それをさらに人事評価

ということで職員の方々が担ってやるということは、かなり仕事のにもふえると思うんですが、やはり専門的にそのようなスタッフをそろえてやるというのも一つの案だとは思いますが、その辺はいかがなんでしょうか。今までみたいに兼務して人事評価としてやっていくのか、やはりそれを専門的に一生懸命やる、そして職員の方のレベルアップを目指した教育をしていく、そういうところもあっていいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長（水谷洋治君）

今の御質問ですけれども、ことし2月に実施いたしました研修におきまして、講師の先生からこういうようなことも聞いております。というのは、この評価そのものというのは、毎日毎日、評価者である者が自分の気づいたことをメモしていきなさいと。そういう中において、全体を見直した中でやりなさいと。また、この評価というのは決してプライベートなことは含まずに、あくまで公務上のことについてのみの評価にしなさいと、そういうようなことも研修を受けました。そういうような中で、職員それぞれが、管理職、評価する者、それぞれがそういうような体制になっておってくれると思っております。また、新たにことし管理職になりました職員におきましても、当然職員の中からやるんだったら研修もしてほしいというような声も聞いておりますので、そういうようなことをした中で進めてまいりたいと、このように考えております。以上です。

○15番（日永貴章君）

部長さん、ありがとうございます。しかしながら、講師の方も、その年はいいい講師さんでも、来年になればいい講師かどうかわかりませんし、考え方も年々変わっていくわけでございますので、やはり時代に合った、そして何よりも職員の方々がやる気を持っていい仕事をしていただくことが我々市民にとっても必ずプラスになると思いますので、やはり講習、また研修というのはすごい大切だと思いますので、ぜひ市全体で職員の方々のレベルアップに向けて実践していただきたいと思いますので、そのあたりを十分お願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（大宮吉満君）

15番議員の質問を終わります。

次に、通告順位3番の23番・近藤健一議員の質問を許します。

○23番（近藤健一君）

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は、勝幡駅前開発、そして防災の2点について質問をさせていただきます。

最初に、勝幡駅前開発でございます。

地元議員として正確に地元伝えるため、きちんと知りたいため、質問させていただきます。

昨年12月の折、買収が土地2筆がまだ残っていましたが、最近、家を壊していましたが、円満に解決していると思っておりますが、どのようになっていますかお聞きします。

また、海部津島土地公社から愛西市に買い戻しの現在の進捗状況はどのくらいか、予定どおり21年、22年、23年をかけて愛西市が取得するのかをお聞きします。

それから、愛西市が取得した土地、また海部津島土地公社が持っている土地は、勝幡駅前開発工事が始まる前に使用することができないか。例えば雨の日の朝、出勤・通学時に駅へ送る車で混雑し、トラブルが起きていると聞いております。一時的でも構わないですから、砂利等により車がUターンできる場所を確保できないかをお聞きします。

続いて、防災について質問をしてみたいです。

昨今、東海・東南海地震がいつ発生してもおかしくない状態でございます。愛西市が一番心配しているのは水害だと思っております。水害に対しては今まで何度も議会で質問をいたしましたから、次に心配するのは火災ではないかと思っております。今回の質問は、火災、特に初期消火の点で質問します。

火災が発生したときにすぐに役立つのは、消火器、消火栓により放水し、火の延焼を最小限の被害で済むように行うのが一番だと思っております。それで、消火栓について質問をいたします。愛西市として消火栓をどのように位置づけるか、また各地区の状況はどうか。

佐織地区は、住宅の多いところはホースを2本つなげれば大多数は届くところにあると思っております。しかし、他の地域については三、四本つないでも届かないところがあるように聞いております。また、この佐織地区の消火栓といいますのは、消防法では簡易消火栓ということだそうです。

そして3番目といたしまして、愛西市として今後どのように整備し、どのように管理されるかをお聞きします。

以上で壇上での質問を終わらせていただきますので、よろしく申し上げます。

#### ○経済建設部長（加藤善巳君）

それでは、勝幡駅前開発について、現在の進捗状況はということでございます。

議員おっしゃいましたように、2筆が残っております。これが本年度、理解をいただきまして契約することができました。そして、土地については59筆すべて完了ということで100%ということでございます。物件につきましては勝幡稲荷神社の鳥居を残すのみとなっております。これについては今後また調整を図っていきたくと思っておりますが、契約物件でいきますと52件のうち51件となりまして、約98%ということでございます。

そして、2番目の海部土地開発公社については総務部長さんの方から説明をいただきますが、買収した土地について工事前に使用できないかということでございます。

これにつきましては、平成23年度より踏切改良工事等、部分的に用地取得した土地の有効利用も考えていきたいというふうに思っておりますので、勝幡駅前整備事業以外での利用については考えてございません。ただ、乗降客等の利用のため動線の改善が必要な場合については、状況に応じて必要最小限の工事を行うことは考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

それでは私の方からは、2点目の公社からの買い戻しの状況と今後の計画というようなことで御質問通告いただいておりますので、そのようでお答えをさせていただきます。

まず最初に買い戻しの関係でございますけれども、先ほど経済建設部長が申しあげましたように、買収が一応終わりました。それで、全体買い戻しの額といたしましては、現時点での計画におきましては、利息並びに公社管理費などを含めまして試算をいたしますと、全体といたしましては59筆、面積にして7,882.34平米、お金の関係でございますけれども、11億7,540万3,835円になります。

それで、進捗率でいきますと、21年度の買い戻しの額におきましては、23筆、面積といたしまして2,884.77平米、金額にいたしますと3億9,351万8,089円でございます、率といたしましては33.48%となります。次に22年度の買い戻しの関係でございますけれども、予定額といたしましては、筆数といたしましては17筆で、面積といたしましては2,464.40平米です。予定額といたしましては4億4,476万4,164円で、進捗率といたしましては約37.84%ということになります。それで2年、21年度、22年度を合わせますと進捗率というのは71.32%になるかと思えます。

ちなみに、筆数でございますけれども40筆で、買い戻し面積といたしましては5,349.17平米、買い戻し金額といたしましては8億3,828万2,253円ということになります。最終年の23年度につきましては残りの数値ということになりまして、残り残るのは28.68%という数値になるわけでございますので、よろしくお願いたします。

#### ○消防長（横井 勤君）

それでは防災について、消火栓について答弁させていただきます。

火災が発生したとき、すぐに役立つのは消火器、消火栓という近藤議員の御質問は、初期消火ということで、住民の使用目的で設置してある簡易消火栓及び地下式消火栓のことであると思えますので、その点についてお答えいたします。

まず市として消火栓をどのように位置づけているかにつきまして、消防水利は消火栓、防火水槽、自然水利などがありますが、消防水利の基準で、それぞれ連続して毎分1平方メートル以上で、かつ連続40分以上の給水能力が必要と定めておりますが、これは消防が使用することを前提に定めております。消火栓については65ミリの口径を有するものと定めており、40ミリの簡易消火栓は消防水利としては該当いたしません。これは消防法ではなく、今、消防の水利基準というもので定めております。

なお、佐織地区には、初期消火に有効な立ち上がりの40ミリの簡易消火栓を723ヵ所設置しております。この40ミリの簡易消火栓につきましては、平成17年の合併時に、今後新設は行わず、合併前の設置状況の現状維持としております。また、この簡易消火栓は海部南部水道企業では設置計画を持っていないという回答を得ております。佐織以外の他地区へは、消火栓付近に40ミリホース3本と、65ミリ口径から40ミリ口径へ落とす金具等を収納したホース格納箱を順次設置しております。

参考といたしまして、平成22年4月現在の消防水利としての消火栓、防火水槽の設置状況につきましては、佐屋地区につきましては消火栓が383、防火水槽154、計537で、立田地区につきましては消火栓231、防火水槽37、計268、八開地区につきましては消火栓11、防火水槽69、

計80、佐織地区につきましては消火栓が277、防火水槽が104、計308、消火栓合計数が902カ所、防火水槽が364カ所、総合計1,266カ所でございます。

続きまして2点目の、佐織地区以外の消火栓からホース三、四本では届かないところがあることにつきましては、立ち上がりの40ミリ簡易消火栓からは水道管の給水圧力で放水しておりますので、ホース二、三本ぐらいが消火に有効な放水であります。佐織地区以外のホース格納箱には40ミリホース3本を配備しておりますが、これも給水圧力での放水でありますので、つなぐホース数には限界があり、また圧力により、あまりつないでも放水できません。佐織地区の40ミリ簡易消火栓数723カ所と比較いたしまして、佐屋地区を例にすれば地下式消火栓は383基であり、ホース格納箱の40ミリホースで住宅地すべてをカバーする計画ではありません。他地区も同様であります。

3点目につきましては総務部長よりお答えさせていただきます。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

それでは私の方からは、佐織地区以外の消火栓ボックスの関係についてお答えをさせていただきます。

この屋外消火栓ボックス事業でございますけれども、これは旧町村時代、佐屋町が整備をしておりましたものを、合併いたしましたのは、佐屋、立田、八開というような形で延ばしてきておりまして、昨年度までに301基設置をいたしております。今年度におきましても計画的に各自主防災会の会長さんなどと協議をいたしまして、設置場所等の協議をして行っていく予定であります。

それで、消火栓が整備されている設置場所の関係で、その道路の幅員が狭かったり、設置が困難な場所、あるいは家等の関係があつて狭くて民地の借地ができないというような、各種あらゆる条件があるわけでございまして、そういう中におきましても可能な限り順次整備をしておりますし、今後もこのような考えで整備してまいりたいと、このようなことで考えております。

なお、設置後の維持管理につきましては、自主防災会の初期消火というようなこともございますので、自主防災会の皆様とか、ない地域等については地域の皆様方の管理をお願いして進めてまいりたいと、またしていかなければならないということで思っております。よろしくお願ひします。

#### ○23番（近藤健一君）

いろいろと回答ありがとうございました。逐次再質問させていただきます。

勝幡駅前開発でございますが、本当に最後の2筆、難しい土地を職員の方が頑張って解決していただきまして本当にありがとうございました。地元議員としてお礼を申し上げます。

それから、取得した土地でございますが、今、車がUターン、朝のときに狭くて車が混雑し、送り迎えのときにいろいろトラブルがあるということを知っております。このときに何らかの方法を考えておられるか、まずお聞きいたします。

#### ○都市計画課長（加藤清和君）

ただいまの御質問でございますが、まだ駅前には建物が残っておる箇所があります。この取り壊しが終わった後、有効な土地の利用ができるように、必要最小限の工事を考えた中で利用のしやすい形はつくっていききたいというふうに考えております。

○23番（近藤健一君）

そうすると、今建っている建物、今建っているのは南に1軒と北の方に1軒残っていると思いますが、これはいつごろ撤去されるかお聞きします。

○都市計画課長（加藤清和君）

北側につきましては、11月ごろまでに取り壊しができるんじゃないかなという計画でおります。南側につきましても11月ごろの着手ということで確認はしております。

○23番（近藤健一君）

ということは、11月、ことしじゅうには両方とも更地になり、その後、何らかの格好でこの混雑を解消する手だてではできるということでよろしゅうございますか。

○都市計画課長（加藤清和君）

北側につきましては、建物が壊れた後、有効な土地利用を、乗降客の動線等の確保はしたいと思っておりますが、南側については、壊れた後も利用ということはまだ考える時期じゃないというふうに思っております。

○23番（近藤健一君）

工事予定は予定どおり23年度から始めることになっておりますが、これはそのようになっていますか。また、今、南側はまだいろいろあると思えますけど、ある団体から、あいている土地であれば、グラウンドゴルフなんですけど、駅前開発が始まるまで結構ですけど、何とか借りられないかという申し出もちょっとありましたので、この場でちょっとお聞きいたします。

○経済建設部長（加藤善巳君）

何とか利用できないかという質問でございますが、工事につきましては、予定では24、25で考えておりました。ただ、勝幡駅前の西側の踏切の関係がございます。踏切工事については来年度の23年を予定しておまして、この踏切工事にあわせまして、要するにそのすり合わせというんですか、それとその踏切へ進入するときの道路状態もございますもんですから、一部道路については踏切工事と一緒に有効利用というような形で、その道路の線形、踏切にあわせた道路の線形をつくっていかねばならないということもございますので、一部、23年度から工事については着手をしていきたいということを考えております。そういうような状況もございますもんですから、工事の関係もございますので、やはり勝幡駅前周辺整備事業以外にあの土地の利用ということは、工事の関係ですとかそういうことでなかなか難しいんじゃないかというふうに考えております。

○23番（近藤健一君）

今の中で一つ、Uターンすることが難しい状態でございますから、ここに対して、今、ことしじゅうに撤去になります。そのときに何とかこの、車を回すというか、混雑しない方法は考えておられますか、ちょっとお聞きします。

○経済建設部長（加藤善巳君）

北側については、先ほども都市計画課長が申しあげましたように、回転しやすいような形で有効利用をさせていただくように考えております。ただ、南側についてはまだそういう状況ではございませんものですから、ちょっと難しいというふうに考えております。

○23番（近藤健一君）

できるだけ早いところそういう場所の確保をよろしくお願ひし、勝幡駅前開発の方は終わらせていただきまして、次に防災についてでございます。

ホース等が損傷した場合、交換は市の方で可能でございますか、ちょっとお聞きします。

○総務部長（水谷洋治君）

ホースの関係でございますけれども、訓練等をしていただきまして破損とかということが当然生じてくると思います。これにつきましては、修理、こう菓を張る程度であれば修理でお願いしたいと思いますけれども、あまり何ヵ所かということになれば、状況を見て消防の方とも協議をした中で対応してまいりたいと、このように考えますので、よろしくお願ひいたします。

○23番（近藤健一君）

今、佐織地区以外というか、普通の消火栓、65ミリの方で40ミリに落とす、これで40ミリに落とした場合に何本までのホースが可能か、ちょっとお聞きします。

○消防長（横井 勤君）

ホースにつきましては、細ければ細いほど中の摩擦係数というものがございます。ですから、今、ホースの方につきましては通常3本ということで配置してありますが、4本までぐらいでも有効放水はできるものと思っております。

○23番（近藤健一君）

この消火栓というものは、ここ初日に地元勝幡で大きい火災がございました。あのときでも、風がなかったのと、この消火栓により類焼が防げたと思っております。この消火栓の届く、1本でも届けばかなり効果があると思います。各地区に対しましても極力、今3本を4本とか、そういうふうにならざるようお願いを申しあげて、質問を終わらせていただきます。

○議長（大宮吉満君）

23番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩をとりたいと思います。再開は13時20分ということで、よろしくお願ひいたします。

午前11時47分 休憩

午後1時20分 再開

○議長（大宮吉満君）

それでは、お昼の休憩を解きまして、通告順位4番の11番・鬼頭勝治議員の質問を許します。

○11番（鬼頭勝治君）

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

一部、先日の議案質疑の答弁と重なる部分がございますけれども、確認の意味でお聞きしま



すので、よろしく願いをいたします。

昨年の衆議院選挙におきましては、自民党が大敗し、民主党が新たに政権を担うこととなりました。民主党のマニフェストにつきましては、平成20年度にスタートしました後期高齢者医療制度を平成24年度を目標に廃止すると盛り込まれていましたので、今後は新たな医療制度に移行することになり、現在、国の高齢者医療制度改革会議において新医療制度について検討されておりますが、いずれにしましても、大幅に国民健康保険を取り巻く環境は変化しようとしております。

このような中、愛西市は、平成17年4月に海部西部4町村が合併、誕生6年目を迎えたわけですが、各事務事業の調整につきましては海部西部合併協議会において行政サービスの低下を招かないように調整をされました。国民健康保険の税率設定につきましても、サービスの低下を招かぬよう、合併前の各町村の所得割、資産割、均等割、平等割の一番低いところをとって設定されて現在に至っております。

合併後の5年間で経済状況も大きく変わり、愛西市でも行政改革が進み、各事務事業の見直し、指定管理制度の導入、各種補助金、使用料及び手数料、介護保険料の見直し等が行われてきました。国民健康保険につきましては頻繁に制度改正が行われ、制度として大変複雑になってまいりました。平成12年に介護保険制度が始まり、40歳以上65歳未満の方にはそれまでの保険税のほかに介護保険の費用を賄うための介護納付金が発生、また平成20年度には後期高齢者医療制度が始まり、それまでの医療分、介護納付金分に加え、後期高齢者医療費を賄うための後期高齢者支援金が設けられ、現在に至っております。

国民健康保険制度は、国民皆保険の中核的役割を担うとともに、医療のセーフティーネットとして国民の健康を支えております。国民健康保険の発足時は農林水産業と自営業の方を中心としておったわけですが、現在では無職や非正規雇用などの低所得者の割合がふえ、保険税の収納率が低下する中、医療技術の高度化、高齢者の増加による医療費の上昇、国の交付金のカットのため、国民健康保険会計が赤字となる市町村が続出しているのが現状であります。また、収納率低下の背景には、リストラや倒産等により被用者保険から国民健康保険への加入や、フリーター等で国民健康保険に適用を受ける方の増加など、国民健康保険は非常に厳しい状況に置かれております。

本年4月には国民健康保険法、地方税法等が改正されましたが、本年5月に開催されました愛西市臨時議会におきまして、非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減措置ということで条例改正が行われております。この措置につきましては、特にリーマンショック以降の経済不況と申しますか、その中でさまざまなリストラや派遣切りにより職を失われた方、これは自己都合ではなくて職を失った方ではありますが、そういう方たちにつきましては、退職された年度と翌年度についてその方の給与所得の金額を3割とみなして国民健康保険税を賦課する改正と、医療分及び後期高齢者支援金の限度額改正も行われております。

国民健康保険制度は、医療費の増大、急速な少子・高齢化の進行、低所得者層の増加など、大きな環境変化に直面しており、将来においても安定した持続可能なものにするため、医療制

度の構造改革が強く求められておりますが、今日、医療費の適正化に向けた総合的な対策の推進、都道府県単位を軸とする医療保険者の再編・統合、新たな高齢者医療制度の創設、予防重視と医療の質の向上・効率化のための新たな取り組みなどを軸とした医療制度改革が行われております。

住民の生命と健康を支える医療制度は社会の基盤であり、日本の医療制度は世界最長の平均寿命や高い医療水準を実現してまいりました。国民健康保険事業は市民の健康保持・増進に大きく寄与しているところであり、増加する医療費に対する保険給付費を確保するため、収納率対策を強化するのは当然のことではありますが、財源不足が慢性化するようなことであれば、国民健康保険税率改正についても視野に入れなければならないと考えております。

愛西市の国民健康保険の税率は、平成19年度に後期高齢者医療制度の開始に伴い、全体の税率はそのままで、医療分、介護分の一部を後期高齢者支援金分に充て、全体の税率は合併以来一度も改正が行われていないのが現状であります。また、保険給付の不足分を補う国民健康保険準備基金についても、平成19年度末5億5,000万あったものが平成20年に2億円、平成21年に3億円を取り崩して年々ふえる医療費に対応してきたわけでございますけれども、平成21年度末残高は5,700万円になり、国民健康保険を取り巻く状況は大変厳しい状況に置かれているのが現状であると思っております。

そこでお尋ねをいたします。

1点目として、今私が一番気にかかるのが国民健康保険特別会計であります。そこで、愛西市の国民健康保険の過去5年間の収支状況と、愛西市の国民健康保険事業が置かれている現状についてお伺いをいたします。

2点目として、高齢者がふえ、医療費は今後も伸び続けると考えますが、ふえ続ける医療費の抑制をどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

3点目ですが、医療費が伸びれば、それに伴う財源が必要となってくるわけでございますけれども、国・県の補助金の大きな増加も見込むことができない現状を考えますと、税率改正を考えなくてはならないと思っておりますが、愛西市国民健康保険の税率改正についてはどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

4点目として、資産割の賦課については二重課税とも言われておりますが、今後、資産割の取り扱いについてをお伺いいたします。

次に2点目の、市政の今後についてをお伺いいたします。

具体的に特定したことなく、市政の方針的なことについてお伺いをいたします。

過去にも2度ほど市の財政的な質問をさせていただきました。愛西市の身の丈に合った行財政基盤の確立をどのように進めるのかと、また、箱物行政とやゆされていた総合斎苑、給食センターの建設について、市の真の目的と基本的な考え方を質問させていただきました。

市長として2期目、合併して6年目となり、合併特例の10年間の後半に入って重要な時期となってきております。この10年間は、合併特例債や各種の合併補助金並びに交付税の優遇措置を有効に活用して愛西市の一体性を確立する期間であり、また愛西市の身の丈に合った行財政

基盤を確立する期間でもございます。

国の政策は、地方分権から民主党が進める地方主権へと転換がされていくものであります。地域主権の時代において、本市として総合計画に、また市長マニフェストにも「人々が和み、心豊かに暮らすまちづくり」を市民との協働により進められていくものと、またその一角を議会として担っていくべく議会改革も協議が始まっております。こうした状況において、愛西市としても大変重要となるときを迎えているものと考えております。

合併特例の期間が終わるまでに、どのように愛西市の行政経営の基盤を確立していかれようとしているのか、初めに資金面についてお尋ねをいたします。今後の交付税の状況についてどうなっていくのか、合併特例期間であります平成27年度までとその先の状況に分けてお答えをお願いいたします。

合併特例の期間が終わると、その後の5年間で交付税が激減していくものと聞いておりますが、その状況に向かってどのような施策を展開していかれるのか、お聞かせください。

僭越であります。答弁は簡潔に、市民にわかりやすい言葉でお願いをいたします。また、一般質問でありますので、市長並びに市の政策的なことをお聞きしているもので、細かな数字は、質疑ではありませんので、お答えしていただかなくても結構でございます。

以上、壇上からの質問を終わります。

#### ○市民生活部長（篠田義房君）

それでは私の方からは、国民健康保険についてとお尋ねの件にお答えをさせていただきます。

まず過去5年間の収支状況をお尋ねでございます。これは17年度につきましては、実質単年度収支にしますと1億911万円の赤字となっております。18年度でございますが、これも実質単年度収支でお示ししますと2億6,887万円の赤字となっております。19年度ですが、こちら実質単年度収支で3億3,330万円の赤字となっております。同様に20年度、21年度も実質単年度収支で赤字でございます。20年度が6,814万円の赤字、21年度が4億1,334万円の赤字となっているのが実情でございます。

それで、国民健康保険の置かれている現状を述べよという御質問でございますが、これは質問趣旨の中で議員もおっしゃっておみえになりますように、世界的な経済不況、そして雇用情勢の悪化による会社の倒産や事業所の閉鎖、人員整理など非自発的失業者が国民健康保険へ加入されて被保険者数もふえ、また医療費や後期高齢者医療支援金が増加しているという状況の中で、基金の取り崩し、一般会計からの法定外繰り入れを実施して国保財政を運営してまいりました。しかしながら、先ほど来御報告を申し上げておりますように、単年度収支で申し上げますと合併して以来すべて赤字ということで、税率改定の御協議をいただく時期が来ているのではないかなというふうに考えております。

2点目の医療費の抑制についてでございますが、国保会計の健全化のための方策として医療費の抑制が大きな課題であるということは、議員も言っておみえの全くそのとおりでございます。現在、2ヵ月に1回、年6回の医療費の通知を実施しておりますけれども、ふえ続ける医療費を少しでも抑制するには、日ごろから健康診断や各種健診を積極的に利用していただきま

して、病気の予防、早期治療を心がけていただきたいというようなこともPRをいたしております。

20年度から導入されました特定健診、特定保健指導の受診率を上げていくことによって、生活習慣病の減少に伴い、医療費の削減・抑制につながるのではないかとこのように考えております。生活習慣病は、ある程度自分で予防することができます。生活習慣病を意識しながら健康管理や食生活に気をつけていただくことが、長い目で見た医療の抑制対策につながるというふうに考えております。

次に、9月号、今月号の広報にも掲載をさせていただいておりますが、ジェネリック医薬品の使用の啓発についても啓蒙していきたいというふうに思っております。この関係のことは、新薬の特許が切れた後に他の製薬会社が製造した医薬品で、有効成分は同じでございますが、開発コストが抑えられるために価格も安い医薬品となっております、こういったものも御利用いただきたいというようなPRもいたしております。

このほかに、かかりつけの医院を持っていただいて、今までの病歴を把握した上で各種診断を受けていただくと、そしてまた専門医や専門の病院へ出向いていただくと、こういったことも心がけていただきたいというふうにPRをいたしております。

次に、国民健康保険税の税率の改正はとお聞きでございますが、これも議員質問趣旨の中で私ども申し上げるまでもなくほとんどのことをおっしゃっていただいたわけですが、愛西市の保険税につきましては、現在、所得割、資産割、均等割、平等割の四つの方式をとっております。各税率等につきましては、合併前の4町村の低いところをとって税率を定めてきたというのが現状でございます。

国保の財政状況も厳しく、先ほど来申し上げておりますように、医療費の支払いの関係も多いために、支払準備基金も平成22年度では底をつくといったような状況でございます。こういったことを見ますと、一般会計の繰り入れの関係も、こちらにつきましては財政担当部局の方と十分な検討を要しますけれども、いずれにしましても、財源を確保するためには税率の改正が必要な時期に来ているのではないかと考えております。したがって、今後は国民健康保険運営協議会の委員の皆様方の御意見も伺いながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

4点目の、課税方式の中の資産割の取り扱いについてというお尋ねでございます。

これは先ほど来申し上げておりますが、愛西市の国民健康保険税の賦課方式は、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式を採用しておりますけれども、この四つのうちの一つ、資産割は、都市部と比べて所得水準が低い市町村分において、所得割を補完する考えから設けられたものでございます。近年、市町村合併で保険者規模が大きくなるのを機に、3方式へ移行をしようかというような市町村の流れも出てきてはおります。

また、平成20年度、国民健康保険税の資産割の多くを負担している75歳以上の高齢者が後期高齢者医療制度に移行することになり、その試算は保険税の対象から外れるというようなことになりましたけれども、いずれにしましても、この資産割の関係につきましては応能分と応益

割が50対50という一つの目安がございますので、一方を下げれば、他方の率を引き上げてそれを補うという形をとらざるを得ないのかなと考えます。この辺のことにつきましても、先ほど来申し上げておりますけれども、国民健康保険運営協議会の御意見をお聞きしながら検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、大きな2点目の市政の今後についてということで、2点御質問をいただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

まず今後の交付税の状況についてでございますが、きのうも質疑でちょっとお答えを一部しておりますように、普通交付税につきましては、合併特例といたしまして平成27年度までは旧4町村のそれぞれ算定された合計額が現在交付をされております。そして、平成28年度から平成32年度の5年間で段階的に愛西市本来の交付額に逡減される、いわゆる徐々に減額されていくわけなんですけれども、そういった5年間かけて逡減をされていくような方針が出ておまして、そして平成33年度からはいわゆる愛西市本来の交付額となるわけでございます。そして、交付税の算定は毎年変動しておるのも事実でございますけれども、合併後6年間の、いわゆる4町村それぞれ交付税の算定をしますが、その4町村の合算交付額、大体これが平均約40億3,000万円ほど毎年、これは平均ですけれども、大体40億3,000万円、そして愛西市本来の一本算定、これは市としての一本算定ですけれども、本来愛西市の算定をいたしますと約24億6,000万円ほどの一つの算定額が出てまいります。その差は約15億7,000万円という差が生じてくるわけでございます。

そして、交付税に関しましては、以前からも再三申し上げておりますように、国の動向に大きく左右される、いわゆる予測しづらいという部分もございます。そして現時点におきまして、平成33年度からは16億円近い歳入減があるという認識を財政課の方は持っております、当然この約16億という大きな数字の歳入減があるということを見据えて、今後財政運営に取り組んでいく必要があるという認識を持って、一応運営に取り組んでいくというような考え方を持っておるところでございます。

そして御質問の、その財政状況を見据えた上で今後の施策の展開についてということで、一応考え方についてお答えをさせていただきたいと思っております。

やはり人件費、それから物件費、扶助費、これは通常、経常的経費と申しますけれども、経常的経費の削減に合併当初から愛西市は取り組んでおりますし、一部では、きのうもちょっと御質問がございましたように、今、愛西市独自の手法、ロジックモデルという手法を使ったそれぞれ事業の、いわゆる合併後それぞれの事務事業が100%見直されているかといったらそうでない状況もありますので、本当に愛西市にとって有効な事業を、そうしたシステムを使って、その評価によりまして適切な事業執行と取捨選択ができるような、今、愛西市全庁挙げてそういった体制確立に努めておるところでございます。

いずれにしましても、議員の方から先ほど御指摘と申しますか、御発言がございましたように、やはり愛西市の身の丈に合った行財政運営というものをやっぱり真に考えて、これから一

応交付税の大きな歳入減もございませぬので、そういったことを念頭に置いてしっかりと財政運営を進めていかなければならぬというふうに考えております。以上です。

○11番（鬼頭勝治君）

御答弁ありがとうございました。それでは再質問をさせていただきます。

先ほど税率改正のことを聞きまして、御答弁がございました。税率改正をしていく前提で協議会に諮るといふふうに私はとりました。当然そうなりますと、今まで一番低いところでやってサービスが一番高いところで合わせたんですから、これは赤字になるのは当然です。それで、今のこの近隣のところを見まして、すべて赤字分を税金で賄うということとんでもない金額になるかと思っておりますので、当然、上げるにしても、段階的に他市を見比べてやっていただきたいなど。当然それは財政課の方もよく考えていただいて、どうしても必要な分は見いただきたいとは思いますが、そこでどうしても気になりますのが、所得の低い方には本当に負担が大きくなる、これは当然でありますけれども、その辺のところはどのような考えを持っておられるのかをお聞きしたいということと、資産割の取り扱いについては運営協議会の意見を聞きながら進めるということでしたけれども、この資産割をなくしたところ、市、どこがなくしたかということがわかればお聞きをしますし、実際にこの賦課をされている世帯はどうなっているのかもあわせてお聞きをいたします。

○市民生活部長（篠田義房君）

1点目は、議員おっしゃったとおり、他市との比較の関係のこともお話しになりましたが、当然、運営協議会の委員さん方に御説明申し上げるときには、近隣他市町、その辺の状況もお示しをしながら御意見を承って考えてまいりたいというふうに思っております。

また、資産割の関係、どこの市が廃止しているかということでございますが、これにつきましては名古屋市、一宮市、刈谷市、豊田市、東海市、尾張旭市、日進市の7市です。あと部分的には変則的な取り組みをしておみえになるところもございませぬが、資産割としてなくされたところは先ほど申し上げたところでございます。この辺のことも国保の運営協議会委員の皆様方に御説明した上で御意見をいただき、検討を重ねていただくようお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○11番（鬼頭勝治君）

ありがとうございます。運営協議会でよく議論をしていただいて、市民によりよい方向で進めていただければと思います。

次に2点目の質問にいきます。

企画部長から御説明がございました。やはり非常に厳しい財政運営をしていかなければならぬということはひしひしと伝わっております。幾ら基金が積んであろうとも、親と金はいつまでもあると思うなということもございませぬように、行革も進めて詰めてきてはおりますけれども、行革だけでは今の十何億というのをカバーすることは到底不可能であろうと。そうしますとどうしても、我々議会議員もそうですけれども、職員の皆様方、また先ほど国保の税率改正をされますと当然住民の方々にも御負担を願う、そうしなければなかなかこの十何億という

数字は非常にきつい数字になっていくのではないかなと思っております。

それで、市長にお聞きをいたしますけれども、国に対する国民も、市に対する市民も、同様に何を不安に感じるかという、今回の参議院選挙の結果にも出ておりますように、施策がぶれることであると思っております。これまでに市は政策として、教育施設の耐震改修、保健センターの集約、総合斎苑建設、給食センターの統合・建設、勝幡駅前の開発、統合庁舎の建設など、ハード的な事業を進められてきたわけでありましてけれども、これらは市長の言われる市民との協働であり、人々が和み、心豊かに暮らすまちづくりとして一体的であったか、ぶれていなかったかをお尋ねいたします。

また、今お答えのあったように、28年度から32年の5年間で16億ほどの歳入減になる見込みだということですが、これは平均すれば年3億の減収になって、大変大きな額であると思えます。市長の現在の任期時のこととして、これを先の人に任せる考えなのか、国保税などの見直しも含めて市民に負担を願うことなど、自身の責任において道筋を立てて行政運営を進められるかをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○市長（八木忠男君）

鬼頭議員の質問にお答えをいたします。

時期を得た、まさにいい質問をしていただいたというふうに思っております。御心配をさせていただいております国保の内容につきましても、あるいは市全体の財政の中身にしましても、御指摘をいただいて御心配をいただいているそのものであります。しかしながら、基本的なスタンスは、私、6年目を迎えるわけでありましてけれども、変わってございません。決して次の世代にその負を負わせるような考え方は持ってございませんので、よろしく願いをいたします。

そして、国保のこの6年目になります内容につきましても御指摘をいただきました。まさに一番安い率のところへ合わせて現在に至っているわけでありまして。当然答えはわかっていたはずですし、これからも当然見通しがわかるはずであります。ですから、今の時期どうすればいいか、全体の医療のそうした健診の件、全体を見詰めて当然考えていかねばなりませんし、これは国保ばかりでなくて、私どもの税、あるいは使用料、利用料など質問をいただいております。そうした見直しをすべく、保育料にしても一番下位の安いところから次の段階に一回は戻らせていただきました。しかしながら、これも全体から見ますれば、まだ愛知県下でも低いところにあります。そしてこの国保税につきましても、市の中では安い方から3番目、あるいは五、六番目という数字が出ているわけでありまして、そうしたこともきちんと国保運営委員会の皆さんにもお伝えし、そして全体を見ていただいて御判断、御協議をいただけたらと、そんなことを思っておりますし、今、財政の御指摘もいただきました。これも質疑でもありましたけれども、現在、私どもの146億ほどの基金、そして272億円ほどの市債、借金があるわけでありまして。これから流域下水道、まだまだ長い年月を通じてしていかねばなりません。となれば三百数十億の見直しも立てているわけございまして、そうした長期的な財政見直しの中で、今後も持続可能な、いつも申し上げます、将来に向けて禍根を残さない、そんな市政運営に努

めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

#### ○11番（鬼頭勝治君）

ありがとうございました。市長の力強い答弁をいただきまして、これは今問題になっております名古屋市、鹿児島市の阿久根市、議会と市長の、テレビ等で見ますと、なぜああいうようになるのかなど。いろいろ理由はありましようけれども、当愛西市といたしましては、市長とともどもやはり改革をしていかなければならないし、ともども力を添えてやっていかなければならないと今思っておりますし、他の議員も同じだと思っておりますので、今後ともしっかりとともども頑張っていきたいと思っております。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（大宮吉満君）

11番議員の質問を終わります。

次に、通告順位5番の8番・竹村仁司議員の質問を許します。

#### ○8番（竹村仁司君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、小・中学校の冷房化推進と、ITによる市民サービスの向上の2点を質問させていただきます。

大項目の1点目として、小・中学校の冷房化推進について質問します。

最近では「地球温暖化」という言葉も耳なれたものになってしまっております。ここ数年、夏の気温はどんどん高くなり、台風や夕立だけではなく、暴風雨や突然の大雨といった異常気象がふえています。毎年、夏の最高気温は最高記録を更新し、桜の開花時期も早くなっています。特に本年5月31日から7月18日の間、熱中症で救急搬送された人数は47都道府県の中で愛知県が最も多く、突出していることが総務省消防庁の集計でわかっています。同庁の集計によると、愛知県内の救急搬送者は565人に上り、2位の埼玉県347人を大きく引き離しています。中でも6月の愛知は全国1位の284人に上り、2位の北海道142人の2倍、7月18日までの重症や中等症の患者数は207人に達し、2位の東京都より87人多くなっています。7月では愛知県が昨年も475人で最多、一昨年は1,084人に上り、全国で唯一1,000人を突破しております。本市でも8月29日現在で35人の搬送者となり、昨年の6人からおよそ6倍近くの数字となり、猛暑を裏づける数字となっています。

全国で病院に運ばれた人のうち、4割近くを65歳以上の高齢者が占め、幼い子供が重症化するケースも目立ち、消防庁では、体温調節などの身体機能の衰えに伴い、室内や夜間に発症する高齢者が多い。また、対処法がわからない子供は症状をうまく伝えられないので、周囲が気づくのがおくれる場合もあり、特に注意が必要としています。

これまでも、小・中学校の冷房化についてはさまざま議論されてきたと思います。冷房を導入することにより、外気の変化に対応できないひ弱な子供になるとか、実際に使用するのは夏休みがあるので1ヵ月程度とか、あるいは冷房が入れば夏休みは要らないのではないかなど、相反するような意見もあったかと思っております。しかし、今の子供たちはそのほとんどが家庭では冷房完備の生活をしています。



その上で、近年の気象状況では、最高気温が30度を超える真夏日、それから35度を超える猛暑日、夜間の気温が25度以下にならない熱帯夜の日数が1990年を境に傾向的にふえていることと、連続日数も年々更新していると、専門家の調査でも指摘をされています。また、ある専門家は、ことしの気象状況は異常気象ではなく、死者までも出す災害であると断言される方もありました。文部科学省では、夏季の教室の気温は25度から28度であることが望ましいとしておりますが、実際にはこの基準を超えております。

私も、夏休みの出向日に西川端小学校と佐織中学校に出向き、実際の教室の温度を体験してまいりました。御存じのとおり、佐織中学校は冷房化されています。西川端小学校では、教室の窓をあけて風通しをよくすることで対応しておりましたが、1階と2階では32度、さらに3階では34度という教室もありました。先生にお聞きすると、ぐったりしている生徒もいるとのこと。そして、2005年に新築された佐織中学校です。最新設備の建物ですので、冷房施設にしても、設計段階から取り入れられ、教室の天井の前後に組み込まれている形です。教室の温度は28度に保たれ、さらに設定温度等は職員室からも集中管理ができるシステムになっており、屋上は緑化され、無駄のない形になっております。

佐織中学の新築は愛西市の合併にまたがっていたと思いますが、同じ義務教育の施設として、私も市内全域、分校も含めまして小・中学校の場所と建物だけは確認してまいりましたが、どうしても格差を感じずにはられません。こういった問題はすぐに是正できるものではないと思いますが、佐織中学校と他の市内の中学校との格差も、年数はかかるにしても、少しでも是正されるような対策を望みます。

それにも増して、間近に訪れる高齢化社会を支えるのは紛れもなく今の小・中・高生を初めとする子供たちです。愛西市の未来を担う子供たちに最良の教育環境を整えていくことは、先行投資であります。私のもとにも、小・中学校の普通教室の冷房化を求める保護者の方々からの声が届いております。

まず1点目として、現在の小・中学校の現状をお伺いします。

次に2点目として、職員室、コンピューター室、特別室等に限られている冷房化を、今後、普通教室まで推進する計画があるかどうか、お伺いいたします。

続きまして、大項目の2点目であります。ITによる市民サービスの向上について質問させていただきます。

ITの時代到来と呼ばれ、瞬く間に日本の情報技術は発展を遂げ、IT産業として世界と肩を並べ、しのぎを削るまでになりました。一般企業でのパーソナルコンピューター（パソコン）を使っての情報処理は当たり前となり、学校教育にも当然のように取り入れられ、パソコン専用の教室が設けられ、授業として行われています。もちろん各家庭にもパソコンは登場し、ウェブサイトの閲覧、インターネットショッピング、メール、文章作成と、日常的に使われる中で進化を遂げていきました。「人類皆パソコン」というキャッチコピーも思わず納得してしまうのが今日です。

このような時代には、インターネットを使っての情報共有は必然であり、いかにこのシステ

ムを利用し、多くの市民の皆様のご理解を得ることができるかが市民のサービスの向上につながっていくと思います。

これは実際の出来事ですが、愛西市に住むある女性、Aさんとします。その友人が清須市の施設に入っており、Bさんといいます。Bさんは車いすごと乗れる福祉車両が借りれるかどうかAさんに相談しました。Aさんは早速インターネットを使って清須市社会福祉協議会のホームページを開きました。トップページの「貸出・貸付」をクリックすると、すぐに利用方法を知ることができました。愛西市のAさんは、せっかくなので自分の住んでいる愛西市社会福祉協議会を開いてみました。すると出てきたのは、平成17年4月1日に合併しましたというあいさつ文だけでした。念のためにAさんは愛西市のホームページを開いてみましたが、わかりません。仕方がなく、愛西市社会福祉協議会に電話をして、やっと車いすごと乗れる福祉車両の貸し出しをしていることがわかりました。

もう一つ例を挙げます。インターネットを利用した市民サービスに「あいち電子申請・届出システム」があります。このシステムは、自宅や職場のパソコンからインターネットを通して、市役所への申請・届け出等の手続や、各種イベント、講座の申し込み、アンケートへの回答などを行うことができるシステムです。メンテナンス作業などを除き、原則24時間365日利用できますので、時間を気にせず申請・届け出等が行えます。住民票の写しの交付の請求を初めとして38種類の申請・届け出が可能です。私自身も登録させていただいています。

愛西市の登録者数ですが、まず住民基本台帳カードをつくられている方が1,308名です。その中で、プラス電子証明をつけられている方が678名見えます。さらに、このカードを使って電子申請・届け出を行うためには、あいち電子申請・届出システムに登録をしてパスワード等の取得が必要となります。この登録をされている方が本市では個人が34名、法人では1名であります。実際に電子申請・届出システムを使える方が、市内では法人も含めたとして35名しかいないということです。人口からすると、その割合はわずか0.05%ということです。この数字に至る理由にはさまざまあると思いますが、市のインターネットの利用率はわかりませんが、全国レベルの利用率は、総務省の調べで、およそ80%を超えているとのこと。本市の利用率も全国とそれほど変わらないと思います。そこからすると、この電子申請・届出システムの利用率は余りにも低いと言わざるを得ません。

確かに、電子証明のついたカードをつくるのに費用として1,000円かかります。そして、さらにパスワード等を登録したカードを使うにはICカードリーダーを購入しなくてはなりません。ここまで話をすると年配の方は、どうも面倒くさそうだし、お金もかかるしということになりそうです。でも、住民基本台帳カードは運転免許証等と同じで、身分証明になります。インターネットを利用されている方であれば、登録等は全然難しくありません。ただ、カードをつくるのに費用がかかるとしても、ICカードリーダーまで買うのは若い人でも足踏みをしてしまうのではないのでしょうか。

今後、庁舎統合による市民サービスの低下が論議的になるでしょう。出張所に四、五人の職員で、今までのようなサービスができないという話も出るかと思っています。一度に何人も市の

民が訪れて、なかなか対応してもらえないという苦情も現出張所にあると聞いております。そこで登場するのが電子申請・届出システムです。簡単な届け出や申請はインターネットで行い、相談事等の窓口サービスは顔を見ながら出張所で行います。サービスの低下のために職員をふやすのであれば、私は、そのふやす分の人件費でICカードリーダーの購入費を市で補助していただきたいことを提案します。

コンビニでの納税にはシステムの構築にかなり費用がかかると聞いておりますが、そこもクリアできれば、市民サービスの新しい未来が見えてくるはずだと思います。

あまりよそと比べたくはありませんが、お隣の津島市のホームページでは、トップページに「お役立ち情報」として電子申請・届出システムが紹介されています。本市のホームページはといいますと、トップページから市政情報を開き、10項目ある中の8項目めが電子申請・届出システムの案内になっています。また、電子申請・届出システムの基礎となる住民基本台帳ネットワークの住民基本台帳カードの情報も、暮らしの情報から開いて13番目になっています。ホームページというのは何を紹介するのでしょうか。市の紹介をするのか、市民サービスの紹介をするのか、目線はどちらに必要でしょうか。当然市民の皆さんが求めるものは、どのようなサービスがあるのか、何か役に立つ情報はないかという点にあると思います。それが市民目線ではないでしょうか。

もう一つ提案をしますが、先ほども言いました、愛西市のインターネット利用率も全国レベルとそれほど大きく変わらないのであれば、例えばケーブルテレビ加入率と比べたら、インターネットの利用率の方が多と思います。今、議会の中で始まっている活性化協議の主題である議会の公開も、インターネットからの動画配信を使えば、より多くの市民の方に自分の好きな時間に見ていただくこともできると思います。これも将来を見据えたサービスになるはずで

す。

そして、今後のIT産業の動きに注目すると、ターゲットになるのはシニア世代であります。テレビのコマーシャルで、「らくらくホン」の携帯電話メーカーがタッチパネルのシニア向けのパソコンの宣伝をしているのを御存じでしょうか。高齢者の方には、パソコンというとキーボード、マウスが一つの壁になるようです。それをタッチパネルにすれば克服するというわけです。実はこのコマーシャル以前に、テレビのニュース番組でこんな話題を取り上げていました。アメリカ時間の2010年1月27日、サンフランシスコで製品発表されたタブレット型コンピューターの話です。タブレット型コンピューターについてよく御存じの方も見えますと思いますが、タブレット型というのは、平面の画面上を指やペンを使ってデータのを入力をするものです。このタブレット型コンピューター、5月28日に日本での発売が開始されました。その盛り上がり、販売を待つ若者の長蛇の列は、ニュースの映像で見られた方も記憶に新しいと思います。

実は、このタブレット型のコンピューターがシニア世代に静かなブームとなっているのです。私が見たニュース番組では、自治体を中心となって、60歳以上のシニア世代を対象にタブレット型コンピューターを使ってのパソコン教室を開いたところ、大盛況になった模様を伝えてい

ました。最高齢は90代の方でした。このパソコンがシニアに受け入れられたのは、タッチパネルだけの画面と、電子書籍の講読もこのように手で、ピンチイン・ピンチアウトと言うそうですけれども、2本の指を使うだけで自由に拡大できるところです。虫眼鏡も要りません。そしてシニア世代の趣味に合わせたアプリケーションも開発され、ますますの拡大をねらっています。さらに、タブレット型コンピューターがシニア世代に受け入れられた要因として、お孫さんと一緒にゲームができる点です。ある高齢者の方はテレビのインタビューに答え、孫に取られそうで心配と笑顔で語っていました。

このようなシニア世代向けのパソコンの普及は、新しいITによる市民サービスの道筋になるはずで、以上の点から、幾つかの質問及び提案をさせていただきます。

1点目として、社会福祉協議会のサービス情報についてですが、社会福祉といえば、行政の中でも一番大切な分野であると考えます。社会の中で一番弱い立場の人たちに手を差し伸べていくのが社会福祉です。本市の社会福祉協議会でもホームページを立ち上げ、サービス情報を提供されるのか、他市の状況等も含めてお伺いします。

2点目として、電子申請・届出システムの普及です。今後の庁舎統合における市民サービスにも大きくかかわってくる問題です。愛西市のホームページのリニューアルも含め、どのように進めていくのか、お伺いします。

3点目には、時代の先端とも言えるシニア世代のパソコン導入ですが、ぜひ本市でもタブレット型コンピューターを使った60歳以上の方へのパソコン教室の開催を提案します。これこそ団塊の世代の方たちの能力を発揮していただく絶好の機会になるはずで、現在行われているIT講座の新たな科目として取り入れられないか、お伺いします。

そして4点目には、タブレット型コンピューターを使った60歳以上の方たちのパソコン教室を受けられた方たちにも電子申請・届出システムに登録してもらい、地域の核となってもらいます。そしてパソコンだけに限らず、さまざまな特技・特色において、例えば教職につかっていた方、医療に携わっていた方、企業の管理職の方、技術職につかっていた方等々、市のシルバー人材センターとは別に、公募による愛西市の人材バンクを設立してはどうでしょうか。この方たちに、あるときは地域のコミュニティセンターにてお話をさせていただいたり、公民館での講座を開いたり、市民との協働型社会の発展へとつなげることができるのではないのでしょうか。このような人材バンクの設立についてお伺いします。

以上で壇上にての質問を終わります。あとは自席でお尋ねいたしますので、よろしくお願ひします。

#### ○教育部長（山田喜久男君）

私の方からは、小・中学校の冷房化推進をということで御答弁させていただきます。なお、答弁に当たりましては先日の議案質疑でお答えした回答とダブりますので、よろしくお願ひをいたします。

まず御質問のように、小・中学校の普通教室、特別教室の環境整備について、まず現状はとということでございます。

議員おっしゃいますように、分校を含みます小学校13校と、それから佐織中学校を除きます中学校5校におきましては、エアコンを特別教室といいますパソコン教室、それから図書室に全校配置をしているところがございます。また、視聴覚室、音楽室にも設置してある学校もございます。全小学校33室と5中学校12室に冷房設備がございます。また、エアコンとは違いますが、扇風機の関係でございますけれども、普通教室に設置してありますのが、立田北部小学校4部屋、それから立田南部小学校6部屋と、特別教室への設置としまして立田南部小学校が1室、草平小学校の特別教室が1室でございます。また、中学校におきましては、佐屋中学校にPTAの寄附としまして業務用の移動式扇風機が20台ございます。以上のことが現在の状況でございます。

今後のこととしましては、先日もお話をさせていただきましたけれども、昨年度と今年度におきまして、6月、7月、9月の各フロア1教室ずつの温度測定を行ってきております。今後、そういった温度測定データの分析等をしまして実態把握を進め、前向きに検討を進めたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、社会福祉協議会のホームページの立ち上げにつきまして、他市の状況も含めてということでございますが、名古屋市につきましては各区に社会福祉協議会がございまして、県内に73の社会福祉協議会がございます。そのうち64の社会福祉協議会が既にホームページは立ち上げておりまして、9の社会福祉協議会が未開設という状況でございます。それで、愛西市といたしましても今年度中には準備をいたしまして、来年度早々には開設をさせていただくよう準備を進めたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。以上です。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは私の方からは、電子申請・届出システムの普及についてということで御質問をいただいておりますので、お答えをしたいと思います。

議員の方からも御指摘がございましたように、その普及率が低いといった御指摘もございました。それで御発言の中にも、このシステムに関しましては原則24時間365日利用ができるというシステムでございます。それで、今後少しでもやはり普及促進を図るためにも、手っ取り早いのは広報等でまずは周知的なもの、啓発的なものを図っていきいたいなというふうを考えておりますし、それとまた当市のホームページ、津島市さんの例もお話がございましたように、平成20年4月からこのホームページを導入されておりますけれども、電子申請・届出システムの掲載をトップページに移動する、いわゆるそのトップページに移動するということは、トップページの今現在のスペースの問題もございますので、いま一度その掲載方法も含めて一遍担当課の方と前向きにといいますか、できるような形で一遍検討を進めていきいたいなというふうを考えております。よろしく願いします。

#### ○8番（竹村仁司君）

それぞれ御答弁いただき、ありがとうございました。少しだけ再質問させていただきます。

小・中学校の冷房化推進についてですが、1点目として、冷房化に係る予算ですが、文部科

学省に施設助成課という部署があることは御存じかと思いますが、そういったところへの働きかけはできないものでしょうか。項目の中には空調設備工事も入っておりますし、対象工事として普通教室を含むすべての部屋を対象にしておりますので、ぜひ検討していただくことも含めてお伺いします。

2点目に、冷房化のために使用する電力についてですが、家庭でも、学校や企業でも、近年の温暖化の影響で消費率は年々アップする一方です。昨年4月に政府が提唱したスクールニューデール構想もあります。本市も学校耐震化を最優先に取り組んでまいりましたが、次の目標として資源保全、環境保護、CO<sub>2</sub>削減がテーマとなっている現代、無限の資源である風力を生かしたクリーンエネルギー、風力発電や、この夏の猛暑のエネルギーも太陽光発電にかえれば再生可能エネルギー開発となるはずです。このような風力発電、太陽光発電による小・中学校の冷房化に係る電力の供給源としての利用をお伺いします。

あともう1点、人材バンクについてですが、その活用法としては、当然ITだけの発展を望めば顔の見えない無機質なものになってしまいます。人と人とのコミュニケーションこそがよりよい人間関係の形成には欠かせません。その意味からも、この人材バンクを使って、例えば佐屋の人が佐織に行ったり、佐織の人が立田に行ったり、立田の人が八開に行ったりと、旧の2町2村を越えていくことが必要かと思えます。時にはそれぞれの町村の歴史を学んだり、8月には戦争体験を語る会を設けることで若者と高齢者との交流を図ったり等平和について学んだり、人と人との交流を通して旧の2町2村を融合していくことが、格差是正と並行してやっていくことで、愛西市としての一本化もよりスムーズに行えるのではないのでしょうか。この点についてもお伺いします。

#### ○教育部長（山田喜久男君）

私の方から、まず1点目の施設助成課への働きかけということでございます。

文科省の方への補助申請としましては、毎年、安全・安心な学校づくり交付金の補助申請が事業計画の前年度の6月にございます。6月調査と申し上げますけれども、来年度の事業量の把握のための調査でございます。その後、11月調査、翌年2月が最終要望調査というような段取りを踏んで補助申請をしていくということでございます。

ちなみに、補助制度でございますけれども、先ほど申しました安全・安心な学校づくり交付金の中に冷暖房設備への補助整備というものはございます。3分の1補助で行っておりますが、条件としましては耐震化された校舎が条件でございます。なお、冷暖房施設整備ですので、エアコンが対象でございます。先ほど説明の中に少し加えさせていただきました扇風機については対象外だということを県で確認をとっておりますので、申し添えておきます。

それから2点目の、冷房化のために使用する電力についての御質問でございます。

風力発電、それから太陽光発電による小・中学校の冷房化に係る電力の供給源としての利用については、エコ、CO<sub>2</sub>削減等、地球温暖化問題への取り組みとして、児童・生徒の環境教育の教材としても有効だというふうに私ども思っております。しかしながら、導入におきましては、設備費、それから維持管理等、総合的に検討していく必要があるかと思えます。

それから、現在、佐織中学校においては、OMソーラーと申し上げますけれども、太陽熱を利用した空調環境整備がされております。よろしくお祈いします。

それから、私、答弁が漏れております。シニア世代へのパソコン教室の開催をということで御答弁をさせていただきます。タブレット型パソコンを使って本市のパソコン教室に取り入れてはどうかという御質問でございます。

初めに、本市の平成21年度におきますIT講座のまず御紹介をさせていただきたいと思ひます。佐屋公民館、佐織公民館、それぞれ5講座を21年度は開設させていただいております。佐屋公民館の夜間講座以外は、どの公民館も定員の半数以上が60歳以上の方でございます。少し数字を申し上げますと、受講者が198名で、60歳以上の方がそのうち118名でございます。こういった状況の中で、若い世代は学校教育の中でパソコンの取り扱いを学ぶわけですが、我々中高年としましては、民間、自治体の講座において学ぶことが多数であるのかなというふうに考えております。

お話にありましたタブレット型パソコンは、確かにパソコンの苦手というか、使わない人にもインターネットなどが簡単に使えるというメリットはあるかと思ひますが、講習用機材の調達、また講師の手配等の問題がありますので、先ほど申し上げました現IT講座が60歳以上の方が半数以上お見えになるという状況を踏まえまして、状況を見定めたいというふうに考えておりますので、よろしくお祈いをいたします。以上でございます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

高齢者の人材バンクの件で御答弁をさせていただきたいと思ひます。

高齢者の人材バンクにつきましては、高齢者の皆さんの技能や知識を登録いたしまして、高齢者の皆さんの積極的な社会参加及び能力活用の促進を図るとともに、加えて、その情報を市民に提供することによりまして、市民の多様なニーズへの対応や学習活動の推進につながるものというふうに考えております。全国的に見ましても、「元気高齢者人材バンク」といったような、名称、それから登録制度、そういったものはいろいろ形態があるようなふうに見ておりますけれども、そういったことを既に実施しているということもありますので、私どもとしても一度そういったことにつきまして、愛西市にどういった形でいいのか、また市民の皆さんのニーズはどういったところにあるのかというようなことも一度勉強していきたいというふうに思っております。

#### ○8番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

ちょっと1点だけ、少しだけ話をさせていただいて終わりたいと思ひますが、タブレット型コンピューターですとか人材バンクについては、ぜひよろしく御検討をいただきたいと思ひます。

小・中学校の冷房化推進について、少し実例を挙げさせていただきたいと思ひますが、近隣のあま市美和町では全小・中学校の普通教室に扇風機が設置されております。そしてスクールニューディール構想のモデル校として、美和中学校には太陽光発電が導入されております。こ

の太陽光発電により、学校で使う電力はすべて賄えるそうです。さらに、電力の余剰分は外へ持ち出しているとのことでした。私も見てまいりましたが、意外に太陽光パネルの枚数が少ないでちょっと驚きましたけど、屋上に太陽光パネルを設置するとその重みに校舎が耐え切れないうお話も聞きましたが、現在は従来のものよりかなり太陽光パネルも開発が進み、かなり軽くなっているそうです。そして屋上でもできるだけ軒に近いところを選び、少しでも校舎への負担をなくしているそうです。

できれば本市でも、モデル校として1校でもいいですので太陽光発電を導入して、エコに対する意識向上、啓蒙活動のシンボルとして、児童はもとより、地域住民に対する環境保全、資源開発の意識向上になると思いますので、今この現代の社会においてエコに対する感覚の鈍いところは、企業であれ、行政であれ、置いていかれると思います。自然が豊かな愛西市ではぜひとも取り組むべき課題であると思いますので、冷房化につきましては扇風機ということでは進められると思うんですが、ぜひ全校の全普通教室にお願いしたいということをお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。

#### ○教育部長（山田喜久男君）

繰り返しの答弁で申しわけありません。先ほど申し上げましたように、ことしは特に暑いので、9月以降どういったデータが出てくるのか私どもも心配しているところでありますけれども、そういったものを分析しまして、何が一番妥当なのか、どういった方向でやるのか、予算はどうなのか、多方面から検討を前向きにしていきたいと、このように考えておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○議長（大宮吉満君）

8番議員の質問を終わります。

時間も大分たちました。ここで10分間の休憩をとりたいと思います。再開は14時45分ということで、よろしくお願いたします。

午後2時35分 休憩

午後2時45分 再開

#### ○議長（大宮吉満君）

それでは、休憩を解きまして再開をいたしたいと思います。

次に、通告順位6番の16番・榎本雅夫議員の質問を許可いたします。

#### ○16番（榎本雅夫君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、子宮頸がん・乳がん検診無料クーポン券の継続をと、また高齢者福祉施策の充実について、順次質問させていただきます。

きょうは、9月9日は「救急の日」であります。救急・医療の大切さを理解してもらおうと設けられた日でもあります。自分も、もしものときのためにも医療業務についても認識を深めていき、また健康管理に気をつけていきたいと思います。

初めに、女性特有のがんについて、近年、20代、30代の女性で子宮頸がん、40代、50代の女性では乳がんがふえており、がんの増加を防ぐ対策を充実させていくことが必要であります。



がん対策は早期発見・早期治療が一番ですが、検診受診率はアメリカやイギリスなど欧米諸国では70%から80%に比べると日本は20%台と低く、先進国では最低レベルと指摘されています。

平成19年、政府が決定したがん対策推進基本計画では、平成23年度までに50%以上の受診率を目標に掲げ、平成21年度国の補正予算によって、特定の年齢に達した女性に対し、無料クーポン券事業が盛り込まれ、対象者は、子宮頸がんについては20歳から40歳までの5歳刻みで、乳がんにつきましては40歳から60歳までの5歳刻みの対象者で実施されました。前政権では全額国費でございましたけれども、新政権では20年度予算において減額された補助金の中で、本市、愛西市は22年度も実施をしていただきまして大変喜ばれているところであります。

1点目としまして、本市の無料クーポン券の検診受診率の状況についてお伺いをいたします。

2点目といたしまして、この事業は5歳刻みの年齢が対象なので、公平に5年間は継続してほしいと思いますが、本市としてどのような見解か、お伺いをいたします。

次に大項目2といたしまして、高齢者福祉施策の充実について質問いたします。

厚生労働省が7月に発表した日本人の平均寿命は、女性が86.44歳、男性は79.59歳で、男女とも4年連続で過去最高を更新し、長寿国日本を象徴する結果になっています。また、その一方で信じられない出来事が起きています。全国各地で所在が確認できない高齢者の存在が相次いで発覚し、一体どうなっているのと思うばかりであります。このような状況については、家庭間のつながりの希薄化が想像以上に進んでいることのあらわれと言えらると思います。

愛西市の高齢化率は23.57%で、年々高くなっております。また、ひとり暮らし高齢者は1,345人、高齢者のみ世帯は1,965世帯という現状であります。愛西市第4期介護保険事業計画、高齢者福祉計画の中でのアンケート調査によりますと、今後愛西市が取り組むべき保健福祉施策では、介護保険や在宅福祉サービスの充実を優先すべきとの回答が40%でありました。高齢者の方とお話をする中で、健康のこと、介護施設や認知症家族のことや、独居世帯になった場合の不安等々お話を聞き、本市の高齢者福祉施策の充実を求める声を多く聞きます。そのような中、本市の高齢者福祉支援の取り組みについて、何点かに絞ってお尋ねをいたします。

まず小項目1としまして、成年後見制度について質問いたします。

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害など、判断能力が十分でない人の財産管理や、身上看護についての契約や、遺産分配などの法律行為などを自分で行うことが困難な方々を保護し、支援する制度です。この制度には、任意後見と法定後見の二つの制度があります。任意後見は本人が判断能力があるうちに後見人を選ぶ制度、一方、法定後見人制度は後見、保佐、補助の3種類に分かれておりまして、判断能力の衰えにより自分で支援してもらう人や内容を決められなくなってしまった人のために、家庭裁判所に支援してもらう人を決めてもらう方法であります。

この制度は、介護保険制度とともに平成12年4月にスタートし、10年を迎えたわけでありませう。先ほども言いましたけれども、愛西市におきましても、今後、高齢者人口の増加、障害者の方の社会参加の促進につきまして、この成年後見制度の活用が重要になってくると思います。

まず1点目、本市の取り組み状況についてお伺いいたします。

2点目といたしまして、市民後見人の育成についてお尋ねいたします。

この制度がなかなか普及・定着しないのは、安心して頼める後見人が身近にいないことが大きな要因の一つとされております。後見人の8割が親族であり、残り2割が弁護士、司法書士、社会福祉士といった第三者の専門職の方々ではありますが、親族の場合は、特に相続権のある親族にゆだねる場合には財産をめぐるトラブルの発生などがネックになり、また第三者の専門職においては、人数が限られている上に、費用は年金暮らしのお年寄りの方においてはかなりの経済的負担になることがネックになっております。

こうした後見人不足や経済的な負担などといった問題を解消する切り札として期待されているのが、市民後見人であります。会社を定年退職し、また社会貢献に意欲的な方々が、養成講座で法律、介護保険、認知症などの知識を身につけ、後見人候補になり活動してもらえるようにできる取り組みであります。本市の市民後見人の養成についての考え方を伺います。

小項目2としまして、認知症支援対策について質問いたします。

認知症患者、現在、推計200万人を超え、今後また増加の一途をたどると言われております。認知症とは、脳や身体の疾患を原因として記憶、判断力などの障害が起こり、普通の社会生活が送れなくなった状態と定義されております。その原因は、脳幹内の病気、身体の病気によるものなど、たくさんあります。しかし、多いのはアルツハイマー型認知症と脳血管性認知症と言われ、中には原因となる病気を適切に治療することで認知症の症状が軽くなるものもあり、それらは全体の約1割を占めていると言われております。また、認知症予防療法として、音楽療法や園芸療法、学習療法や回想法など、さまざまな取り組みがされております。

愛西市高齢者福祉計画においても、認知症の予防活動を推進し、認知症に関する正しい知識を伝え、地域で支え合うために、講演会や認知症サポーターの養成を進めるとされております。本市の認知症の現状と取り組み、予防事業、また地域支援体制、そしてサポーター育成講座などいろいろ取り組んでおると思いますが、そのことについて伺います。

小項目3としまして、高齢者の生活支援サービスの充実について、愛西市ではひとり暮らし高齢者世帯の方への支援サービスを幾つか実施されておりますけれども、今回はその中で3点に絞って質問をいたします。

1点目は、乳酸菌飲料配付の現状についてお尋ねをいたします。

定期的にひとり暮らし高齢者のところには地域の皆さんや民生委員の協力で訪問されておりますけれども、ひとり暮らしの方が急に病気を引き起こし、気がつくのがおくれて最悪になることもあります。倒れたまま数日が過ぎて亡くなられた方も、私は身近に体験したことがあります。高齢者社会が進む中、こうした痛ましい事態をなくしていかなければなりません。そのためにも、地域の方々の温かい見守りはもとより、乳酸菌飲料を配り安否確認をすることは今後も必要であります。本市の乳酸菌飲料配付の現状について、周知、また利用については何%なのか、そして今日までの安否確認の実績について伺います。

2点目としまして、高齢者福祉タクシー券の対象者の緩和についてであります。

この件は何回となく質問をさせてもらっておりますけれども、本市は、対象者が65歳以上の

ひとり暮らし、高齢者のみの世帯に、年間24枚が助成されております。しかし、利用率は、過去3年の実績では平成19年度が62.9%、平成20年度は41.67%、平成21年度は973人で9,546枚、40.9%の利用率であります。利用率が毎年低いので、本当に必要な方が効率よく利用できるよう見直しができないかを考えます。

この件につきましては、今まで私も地域で本当に何人かの方からお聞きしました。高齢者夫婦の方で息子さんと3人ですけれども、息子さんは長期出張で帰ってこないから、ほとんどその間は高齢者世帯であると。またある婦人は、子供と2人暮らしで、昼間は1人で、年金暮らしだと。病院に何回も行かなくてはならないので大変だ、何とかならないかとの相談も受けました。対象者の条件はわかりますけれども、昼間の独居高齢者の方はたくさんおられると思いますが、財政が厳しいから難しいことはわかります。家庭状況によってタクシー券を本当に必要としている方もおられますので、調査をして助成することができないか、お伺いします。

最後に3点目としまして、寝具洗濯・消毒・乾燥サービスについての取り組み状況、また業者の現状についてお伺いをいたします。

以上で壇上にての質問を終わります。あとは自席からお尋ねをいたしますので、よろしくお伺いをいたします。

#### ○市民生活部長（篠田義房君）

それでは私の方からは、子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポン券の御質問にお答えをさせていただきます。

これにつきましては、議員が質問趣旨の中で述べておられるとおりでございます。平成21年度から国の経済危機対策の一環として、がんの早期発見・早期治療を目的に、がん検診の受診率向上を図るためということで、一定の年齢、節目に達した女性に対して、乳がん、子宮頸がんの無料検診が女性特有のがん検診推進事業として事業化されたものでございます。それで、21年、22年度は全額国庫負担で実施という予定でございましたが、これも議員が言っておみえのとおり、22年度は2分の1に変更がされまして、23年度以降の方針は示されておりません。

それで、お尋ねの受診の状況でございますが、まず21年度について御報告をさせていただきます。子宮頸がん検診でございますが、対象者が2,009人で受診者が678人、受診率にしますと33.7%、乳がん検診でございますが、対象者が2,376人、受診者は839人で、受診率にしますと35.3%、平成22年度につきましては、これは8月27日現在でございますが、この数字には申し込み者を含んだ数字で申し上げますので、よろしくお伺いをいたします。子宮頸がん検診につきましては対象者2,019人、予定者も含めまして受診者数486人、受診率は24.1%、乳がん検診につきましては対象者数2,292人、受診者、予定申し込み者も含めまして642人、受診率にしますと28.0%となります。

それで、公平に5年間継続をしてほしいが、市の見解はということでお尋ねでございます。国が施策として、節目年齢に達した女性に子宮頸がん・乳がん検診の無料検診を実施し、受診率を向上させ、がんの早期発見・早期治療につなげるとして事業化をしています以上、その目的を達成するために、国民に公平な受診機会を確保するためにも、国の事業として継続は必要

ではないかと考えます。しかしながら、最初に申し上げたような状況でございます。愛西市としては、今後、国・県の動向並びに近隣市町村の動向を見据えまして、今後の市の対応を考えてまいりたいと思っております。よろしく願いをいたします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、まず1点目の成年後見制度の関係でございます。

本市の取り組み状況につきまして御答弁させていただきたいと思えます。

本市における成年後見制度の利用支援につきましては、高齢者に関しましては地域包括支援センター、知的・精神障害者に関しましては社会福祉課及び障害者地域生活支援センター、社会福祉協議会内に置いておるわけでございますが、そちらの方で行っております。やはり時節柄、相談・申し立て支援件数ともに増加をしておる状況でございます。親族の中で申し立てを行うことができない場合には、市が行います市長申し立ての件数もふえている状況でございます。

それで、その件数ですけれども、年度ごとに申し上げますと、高齢者の関係で申し上げますと、19年度が2件、障害者は1件、それから20年度、高齢者が2件、障害者はありませんでした。それから21年度は高齢者が9件、障害者が2件、22年度につきましては高齢者が10件、障害者は今のところまだございません。そういった状況でございます。

それから、市民後見人の養成についてでございます。

成年後見制度を利用する際に、親族による後見が受けられない場合には、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）による後見を受けることができ、今のところ愛西市のケースは、親族による後見、それから専門職による後見での対応ができておる状況でございます。そのほか後見の形態といたしまして市民後見、法人後見等がありますが、近年、成年後見に関する相談・申し立ての支援、後見等の一連の流れをサポートする成年後見センターが立ち上がっているところもでございます。そのセンターの事業の一環として市民後見人の養成を行ったり、法人後見を行っているところもあるように聞いております。

そういったことで、今すぐそういった市民後見人、先ほども申し上げましたように、今のところは親族、それから専門職の人による後見で対応ができておる状況でございますが、今すぐ市民の方々のお力をおかりしなければならない状況ではございませんが、しかしながら、相談件数等ふえておりますので、今後の動向には絶えず気を配っていきたく、こんなふうにおおるところでございます。

続きまして、認知症の関係です。

認知症の現状と取り組みでございます。

本市の認知症の現状について御質問もございしますが、正確な数値の把握はいたしておりませんが、国の出現率の推計等を見ますと、65歳以上の7.2%ということが言われております。そういったところから私どもとしては推計をするよりないかなというふうには思っております。

それで、予防事業、地域支援体制、サポーター養成講座などについてでございますが、「認知症サポーター100万人キャラバン」と位置づけまして国が推進をしております。そのような

ことから認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族が安心して暮らせることを目的として事業を実施しておるわけでございますが、養成講座につきましては、愛西市でも平成20年度より、老人クラブの方、あるいは一般住民の方々を初め、そういった講座を開催いたしまして、現在までに652の方がサポーター養成講座を修了していただいています。

それから二つ目は、キャラバンメイトの養成でございます。キャラバンメイトと申しますのは、認知症サポーター養成講座の講師の役割を務めるボランティアの方でございますが、愛西市には現在12名、職員も3名この中には含まれておりますが、12名の方が登録をされております。今後も登録者数をふやしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから三つ目といたしまして、海部津島認知症ネットワーク協議会といった組織が平成20年度に設立をされております。海部・津島地区で医療・介護が連携できるような活動を行ってもらっておるわけですが、その活動の一環といたしまして、相談医、相談できるお医者さんを招いて研修会を開催しているところでございます。その認知症のかかりつけ相談医といたしまして市内に8の医院がございます。その相談医の先生方と介護支援専門員との研修会等を開催いたしておるところでございます。そういった相談医の先生方、あるいはそういった福祉関係者、そういった人たちとのネットワークを広げていく予定をいたしております。

続きまして、生活支援サービスの充実ということで、乳酸菌飲料の関係でございますが、現在、65歳以上のひとり暮らし高齢者で安否確認が必要な方に対しまして、週3回でございますが、無料で配付をさせていただいております。平成21年度の実績でございますが、利用者数143人、年間で3万7,923本を配付させていただきました。利用率につきましては約10.6%ということになっております。そのほか、配食サービスなどとあわせて安否確認等を実施いたしております。

また、実績でございますが、一昨日の議案等の中でも申し上げましたが、取り忘れ等がありますと、配達をされている人から高齢福祉課、あるいは地域包括支援センターへ連絡がございますので、それぞれ親族の方に御連絡を申し上げて確認していただくというような形で進めておるわけですけれども、昨年度1件、緊急事態といえますか、1件亡くなられていたケースがございました。

それから、高齢者のタクシー券の助成でございますが、現在、65歳以上のひとり暮らし高齢者と、65歳以上の高齢者のみの世帯の方を対象とさせていただいておるわけでございます。昼間独居の方などの対象者の緩和でございますが、やはり昼間独居という形態が、なかなかその現状の把握がどういうふうにさせていただくかというところがあるわけでございまして、21年度でございますが、利用枚数、高齢者の増加とあわせてこちらの方も1,000枚ほどふえているというような状況でございますので、私どもとしては現在の状況で進めていきたいということで考えているところでございます。なお、同居人が障害をお持ちで車の運転ができないというような場合には、特例で認定をしている場合もございますので、よろしく願いをいたします。

それから、寝具の洗濯・消毒・乾燥サービスの取り組みと業者の現状でございますが、こちらの事業につきましては社会福祉協議会の方に委託をして実施しておるわけでございます。実績といたしまして、平成21年度はひとり暮らし高齢者289人、高齢者世帯282人、重度障害者58人、寝たきりの方5人の合計634人の方々に御利用をいただいたわけでございます。社会福祉協議会では、事業の申請を受け付けまして、現在、津島市内の事業者 서비스에依頼して実施をしているといった現状でございます。以上でございます。

**○16番（榎本雅夫君）**

それぞれ答弁ありがとうございました。何点か再質問をさせていただきます。

今部長の方からも、がん検診の無料クーポン券について、受診率、21年度は子宮頸がん検診は33.8%、乳がん検診が35.3%、目標の50%には届いていないという現状であります。各検診の年齢別、5歳刻みの年齢の受診の人数をお尋ねします。

**○市民生活部長（篠田義房君）**

まず21年度の子宮頸がん検診結果を御報告させていただきます。20歳、対象者が310人、受診者が49人、率にしますと15.8%、25歳、対象者328人、受診者99人、率にしますと30.2%、30歳、対象者370人、受診者122人、率にしまして33.0%、35歳、対象者535人、受診者220人、率にしまして41.1%、40歳、対象者466人、受診者188人、率にしまして40.3%。

次に乳がん検診の状況でございます。40歳、対象者466人、受診者195人、率にしまして41.8%、45歳、対象者421人、受診者151人、率にしまして35.9%、50歳、対象者400人、受診者119人、率にしまして29.8%、55歳、対象者416人、受診者142人、率にしまして34.1%、60歳、対象者673人、受診者232人、率にしまして34.5%のこういった状況になっております。よろしくお願いたします。

**○16番（榎本雅夫君）**

ありがとうございました。

21年度の実績で、子宮頸がんにつきましては、20から40の間で20歳が15.8%と一番低いわけですね。乳がんにつきましては、50代の方が29.6%という本当に低い受診率であります。

もう1点、これは21年度でありますけど、今、途中経過でありますけれども、22年度の子宮頸がん乳がんが一番低いパーセントの年代はわかりますでしょうか。

**○市民生活部長（篠田義房君）**

22年度は途中の経過状況でありますので率はちょっとわかりませんが、子宮頸がんの方で申し上げますと、やはり20歳、こちらの方が低く、それから乳がんの方の関係で申し上げますと、やはり50歳、この代のところが低いような今現在の状況でございます。

**○16番（榎本雅夫君）**

今、部長の方からもお話がありました。日本対がん協会の調査では、ことしの5月、全国支部を対象にアンケート形式で実施したところ、09年度のクーポン券配付対象年齢別に限定すると、乳がんが2.18倍、子宮頸がんが3.57倍と受診率が伸びてきております。この同協会では、クーポン券の配付がこれまで動いていなかった若年層の受診促進に大きく貢献していると分析

をしております。先ほど部長の方からも、年齢別のところが子宮頸がんは20、乳がんは50代が低いということでもあります。まだことしは期間が残っていますが、そういったところの方への周知というか、勧奨というか、そういうのは考えていますでしょうか。

**○市民生活部長（篠田義房君）**

受診率の向上に向けましては、受診勧奨ということで、クーポン券を郵送した受診対象者でまだ受診をしておみえにならない方に対して、本年1月上旬にも文書をもって「どうでしょうか」という呼びかけをいたしております。こういったことでPRをさせていただいているつもりなんですけど、なかなか先ほど申し上げたような状況になっているのが現状でございます。よろしくをお願いします。

**○16番（榎本雅夫君）**

ありがとうございました。

今後、継続ということで、来年度でありますけど、答弁でも国の動向を見ていくということでもありますけれども、女性の健康をサポートするという観点からも、23年度も継続をしていただきたいんですけれども、市長の御見解をお伺いさせていただきます。

**○市長（八木忠男君）**

榎本議員の質問にお答えをいたします。

この子宮頸がん、あるいはワクチン、榎本議員さんにおかれましては早くから御指摘、御提案をいただいている内容であります。けさの新聞の報道にも「誤解の多い子宮頸がん」ということで、「子供に予防の教育を」と日本思春期学会の提言がされております。誤ったとらえ方をされていると。高校1・2年の120人ほどの生徒のアンケートでは、いろんな答えがあった中で、遺伝とか、あるいはホルモンの異常など、いろんな回答があったそうです。その中で正しい回答の「性行為」ということは3割ほどだったそうです。ですから、そういうことで今、小学校高学年から中学生という状況のワクチンという点がなされているわけありますので、これは学校、そして家庭、そして私ども全体が見詰めなくてはいけないと、そんなふうに思っておりますし、女性特有の乳がんにつきましても、これも以前からいろんな私ども施策をしております。まさに予防・検診が第一でありますので、榎本議員さんの意を含めまして今後検討してまいりたいと思っております。

**○16番（榎本雅夫君）**

ありがとうございました。何とかまたお願いしたいと思えます。

続いて、成年後見制度につきましては、今答弁にありました、何年か前にも質問をさせてもらったときには本当に少ない申し立てでありましたが、若干ですけれども、ふえてきていると、本市に関しては。という答弁でありました。全国でも利用件数が年々ふえてきてまして、昨年の最高裁判所事務局の申し立て件数は2万7,000件を超えたということでありまして、今後この利用件数がふえると考えられますので、さらなる活用の推進をしていただきたいと思います。

それから市民後見人の育成については、現在のところ親族、専門職で対応がされているので計画はないということでもありますけれども、今後高齢化が進んでいきますので、また必ず必

要になってくると思いますので、今後検討していただくようお願いをいたします。

次に認知症支援対策について、今答弁にもありました、現状については正確の数字の把握も難しいと思いますけれども、要介護認定において認知症を有している方もかなりおられると思いますので、早期発見についてどのようにされているのか、お伺いをいたします。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

こういった病気に対しましては、やはり早期発見・早期対応が肝心だということでございます。私どもふだんから、それぞれの専門といいますか、窓口等の関係で御相談を受けた場合にそういった対応をとらせていただくですとか、包括支援センター、在宅介護支援センター、それぞれの状況の中でいろいろ確認をさせていただいておるところでございます。

**○16番（榎本雅夫君）**

ありがとうございました。

先ほど本市の取り組みについて、認知症サポーターの養成講座を平成20年度から実施して、トータルで652人のサポーターを養成し、活動していると。いただいた資料で見ますと、サポーター養成講座が年に7回から8回実施されております。あとキャラバンメイト、認知症サポーター養成の講師ですね、現在は愛西市で12名登録されているということでありましたけれども、今後、部長の方からもふやしていきたいということでありましたけれども、どのようにふやしていくのか、お伺いをいたします。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

キャラバンメイトにつきましては、県の講習を受けていただく必要があるわけございまして、こういった日程等の調整もございまして急激にというわけにはいかないかもしれませんが、できるだけその予定に合うような形で一般の方々等も募集しながら進めていきたいというふうに思っております。

それから認知症のサポーターの関係でございしますが、今後も9月、11月、12月、そういったことで開催する予定をいたしております。できるだけ多く、資料にもありますように、それぞれ1回の人数は少ない場合もございましてけれども、継続をして、地道ではありますけれども、やはり回数を重ねることが大切かというふうに思っておりますので、地道な努力かもしれませんが、そういうことで努力していきたいというふうに思っております。

**○16番（榎本雅夫君）**

ありがとうございました。講師の方もふやしていただいて、認知症を正しく理解し、支援する体制を今後ともお願いしたいと思います。

認知症予防につきまして、先日、9月7日の中日新聞に認知症予防について特集されておりました。「おとなの学校」という見出しで、認知症改善ということで「生徒に戻り、脳生き生き」との見出しで載っておりました。この学校は2006年に熊本市で開校され、介護施設を学校にして、学校体験を回想することで大きな成果を上げていると紹介をされております。この学校は、山口、岡山、岐阜県にも開校されているということでもあります。

他市の事例でも、ドリルとか、あるいは先ほど壇上でも言いましたけれども、園芸とか音楽



療法とか、北名古屋市の旧師勝町では回想法などをして取り組んでいるというさまざまな事例がありますけれども、本市では今までどのような取り組みをされてきたのか、また今後そういった計画はあるのか、わかれば教えていただきたいと思えます。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

対症療法ではありますけれども、徘徊探知機等を貸し出したしまして、高齢者の方が身につけていただいて場所等の特定をさせていただくといった事業も進めているところでございます。それで、先ほども御提案がありましたように、回想法とかいろんな手法がございます。やはり認知症になっても自分らしく暮らせるということが大切でございますので、私どもとしてもそういった対策に今後も努力していきたいというふうに思っております。

**○16番（榎本雅夫君）**

ありがとうございました。

次に、今、海部津島地区で医療・介護が連携して、市内では8病院が連携しながら活動に取り組んでいるという答弁でありました。これも他市の事例でありますけど、月刊誌の「潮」という本に「認知症の早期発見に取り組む」というタイトルで、2006年3月31日に合併した宮城県大崎市の旧田尻町の取り組みが載っております。この旧田尻町は、1998年に目黒謙一東北大学の教授や専門家の協力を得て立ち上がった地域における脳卒中の寝たきり予防プロジェクトが、認知症の早期発見・早期治療につながる「田尻プロジェクト」となったことを詳しく説明されておりますけれども、その中において、その機能を果たしているのが「気づき」のためのネットワークであり、住民の認知症に対する意識が高まって、認知症は病気だと理解されることがまず大きいと。それとともに、福祉と介護、医療にかかわる職員たちも同様に認知症に対する勉強を今も続けておりまして、また早期発見力、対応力を地道に養っていると紹介をされております。まず認知症の地域の取り組みについて参考にしていただければと思えます。

それから、認知症で最後の質問になりますけれども、認知症は、家族にとってやっぱりかなり肉体的、精神的な負担になっていると思えます。本市において認知症介護家族へどのような支援をしているのか、お伺いをいたします。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

老人福祉センター等で介護者の集いなども行っている状況でございます。やはりそういったこともこれから、まだまだ十分な取り組みではないというふうに思っておりますので、その辺りも力を入れていきたいというふうに思っております。

**○16番（榎本雅夫君）**

ありがとうございました。

それでは、次に高齢者の生活支援について、乳酸菌飲料の配付、これは昨日の議案質疑のときにも話を聞き、今も部長の方から高齢者の利用率は143人、10.6%と低いわけでありましてけれども、これは千何人おって全員というわけじゃないもんですから、安否確認のためにやっているんだというお話も聞きました。でも、わからない人もいるんじゃないかと思うんですけれども、そういった周知をどのようにされているのか、その1点だけちょっとお伺いします。

○福祉部長（加賀和彦君）

私ども民生委員さんにいろいろ御協力をいただきまして、ひとり暮らしの方の台帳を作成しております。そちらの台帳にはそういったひとり暮らしの方の制度が記入できるようになっておりまして、その台帳をもとに巡回していただくわけですが、そういったときに、本人さんの状況を確認しながら、サービスの状況も見ながら、もし利用できるような制度があれば御紹介をいただくといいことで進めておるところでございます。

○16番（榎本雅夫君）

ありがとうございました。

8月20日の読売新聞にも「不明高齢者」と題して、「見守りを兼ねた飲料配達」とのタイトルで、ヤクルトグループは現在150の自治体などから高齢者の見守りを兼ねた配達の委託を受けていると。地域は違いますけれども、足立区では、区の社会福祉協議会が年間約800万の飲料代を全額負担し、約860人が利用していると。顔を見て安否確認することが大切だと。行政や民生委員だけで地域の高齢者を見守っていくには限界があると、同協会の担当者が話しているということを紹介されておりました。愛西市も民生児童委員の方が113人見えるわけでありまして、安否確認は、去年は1件の実績といたしますか、1件あったということでありまして、今後は元気でも、いつ体調が悪くなるかわかりませんので、今後、配付されていないひとり暮らしの高齢者の方も注意して見守っていただきたいと思っております。

次に、高齢者福祉タクシー券についても、何回も言われていますように、財政負担になるから現在のままでいくということでもあります。確かに昼間独居というのは調べるのも難しいと思っておりますけれども、本当に相談のあった方からきちんと聞き取りをしていただいて、何とかまた検討をしていただきたいというように思います。

それから、最後の質問にさせていただきます。

寝具の洗濯・消毒・乾燥サービスについて、昨年度は634の方が利用しておられるということで、年2回の利用でありますけれども、今後、例えば1回ふやすだとか、そういった考えはないのか。

また、今、業者さんは津島の事業者さん1社ということでもありますけれども、もうそこで足りているのか、愛西市にそういった事業者がおられればまたそういったことも検討されるのか、その点についてお伺いをいたします。

○福祉部長（加賀和彦君）

先ほど御答弁させていただきました利用状況等につきましては、そういった状況でございます。一度社会福祉協議会の方ともよく相談をいたしまして、今後回数をふやす必要があるのかどうか、そういった実情等も一度状況調査させていただきまして対応させていただきたいと思っております。

○16番（榎本雅夫君）

ありがとうございました。

高齢者の方が安心して暮らせるまちづくりの取り組みを要望いたしまして、質問を終わります。

す。ありがとうございました。

○議長（大宮吉満君）

16番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとりたいと思います。再開は15時45分ということで、よろしく願いいたします。

午後 3 時35分 休憩

午後 3 時45分 再開

○議長（大宮吉満君）

それでは、休憩を解きまして再開をいたしたいと思います。

次に、通告順位 7 番の 7 番・石崎たか子議員の質問を許します。

○7 番（石崎たか子君）

議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

6 月議会に引き続き、市民の方々からの質問や御意見を多いものから取り上げてまいりたいと存じます。

昨今、愛西市においては、議会活性化推進協議会を立ち上げたことについて地域住民の方から、愛西市議会はいエスマンが多いのに本当に活性化させる気があるのかと言われました。何としても活性化はやっていかなければと思っております。名古屋市の活性化が今後の地方自治を変えるきっかけとなるかと思っております。税金の無駄遣い排除は、国と同様、地方でも必然の課題となっています。時代は刻々と変化しています。名古屋市に限らず、全国でもこれまで深い眠りにあった地方自治は明らかに今変わりつつあります。

そこで、国会の蓮舫大臣に見る事業仕分けが世間の話題になり久しいのですが、質問の大項目 1 点目は、本市でも事業仕分けは進んでいるかの問いでございます。

一宮市に見る行政改革集中プランにおいて、無駄遣いを抑えた効果が新聞紙上でも報道されておりました。予算編成方式で一部を必要額の積み上げから上限を決めた配分に変更され、7 億5,000万円の削減効果があったとのことなどから、本市ではこのような事業仕分けに対して取り組みがあればお聞かせください。

大項目 2 点目は、東海、東南海、南海の 3 大地震連動の備えについてでございます。

この 9 月 1 日に、ことし初めて東海・東南海・南海地震の三つの同時発生を想定して国の総合防災訓練が行われました。3 大地震はいずれも一連の太平洋プレート境界を震源としているのは私たちの学生時代から学んだことでございますが、関東から九州までの広い地域が被災すれば、東京や大阪圏に比べ、この名古屋圏は具体化が大幅におくれています。

以前、御一緒させていただいた議員さんもおいでなんですが、静岡県へ防災の視察に行ったことがございますが、公園はすなわち防災倉庫でありました。ベンチのいすを取れば、簡易トイレになっておりました。防災倉庫を見ても、ただただうらやましいの一言でした。ないものをうらやんでもいられませんので、今真剣に私どもは防災について考え、対処していかなければならないと思います。

備蓄については既に発表されています。また、トイレや、いざというときに必要なものはそれでよいのか、今後の方針をお聞かせください。

大項目3点目は、下水道事業が合併以来6年目になっております。この際、全市に係る統一規約がつかれないかでございます。

まず、下水道設置市内全域での現状と将来展望をお聞かせください。

そして大項目4点目は、平成5年度から始まった広域営農団地農道整備事業についてでございます。

この広域農道は、国・県、海部農林水産事務所扱いでございますが、これまでも大変問題になったことがありますし、多くの質問がこれまでもなされてまいりました。今、遅々として進展しない事業に住民のいら立ちの声が聞こえてまいります。

そこで、まず現在の全体の進捗状況をお聞かせください。

以下、自席で質問いたしますので、よろしく願いいたします。

### ○企画部長（石原 光君）

それでは、第1点目の行政の集中改革プラン、その関係でお答えをしたいと思います。

一宮市の例も挙げて議員の方から御発言がございましたけれども、他市、愛西市以外の他市、ほとんどの市がその集中改革プランというもの、国の方針に基づいて一応どこの市町も取り組んだわけでございますけれども、その集中改革プランの中身を見ますと、多くの市町が個々具体的な改革、いわゆる事務事業評価ですね、事務事業の評価に取り組む事務事業をそれぞれ掲げまして、その成果をいわゆる効果額、こだけ一応効果が出ましたよという額を積み上げて公表されているのが一般的な形ではないかなというふうにとらえております。

そして、私ども愛西市におきましては、集中改革プランの趣旨と申しますのは、簡素で効率的な行政経営を目指し、短期の数字設定にとらわれることなく、これも再三申し上げてきておりますように、10年後の目標を設定し、その計画期間内の達成ができるように、ちょっと他市とは違った手法、いわゆる行政評価といいますか、行政経営を柱とした愛西市独自の取り組みをしているというふうには私どもはとらえております。そして先ほど申し上げました行政経営の成果、三つの財政指標というものを掲げておりまして、公債費比率につきましては12%以内、それから経常収支比率につきましては92%以内、そして基金残高につきましては30億円を確保したいという、この三つの数値目標をクリアするというか、達成するということで、向こう10年間のそういった指標というものを一つの目標に財政運営といいますか、行革といいますか、そういったものに取り組んでいるのが現状でございます。

それで、議員の方から個々具体的な取り組み事項をちょっと教えてほしいというお話がございましたけれども、これは御案内のとおり第1期集中改革プランが21年度で終わりました、今進めておりますのが22年度から25年度までの第2期集中改革プラン、第2期推進計画ですね、そちらの方ができておりまして、それをもとに今それぞれ個々に取り組みをしているわけでございます。

そして、その推進計画の中で、重点事項という具体的な取り組み事項が大きく七つございま

す。

一つが自立的な行政経営システムの構築ということで、先ほど来申し上げておりますように、愛西市独自のロジックモデル、そういったものを活用した中で有効性、システムを確立していくと、そして一つ一つ事務事業を点検していくというやり方で取り組んでおります。

それから、主なものとしたしまして二つ目が市民と行政の協働の推進ということで、当然パブリックコメントというのはもちろんのこと、それから市民公募委員の登用の推進、それから市民会議の設置というような形で、市民と行政の協働の推進という形の中でそういった項目を主に取り組んでおります。

それから三つ目が財政の健全化の推進ということで、これは既に御案内のとおり、各種補助金の見直し、要綱の整備、あるいはその事業費的なものを主とした補助金のあり方というもの主眼に補助金の見直しもしてきておりますし、当然ながら税等の収納強化にも努めておると。それから使用料、手数料の適正化に向けて、これも当然見直しを図っていくという前提で今後進めていきたいというふうに考えております。

それから四つ目が組織・機構の見直しということで、再三いろいろ御指摘をいただいております定員適正化計画の策定、これは当然必要になってきますし、それから当然ながら組織・機構の見直しというものも柔軟に対応していく必要があるだろうということで、そういったことも一つ項目に掲げております。

それから五つ目としたしまして、人材育成と職員の意識改革の推進という項目がございます。その中では、今、これは2年目になりますけれども、職員の意識改革、能力開発という研修、これは当然でありますけれども、昨年から職員の提案制度というものを制度化してございまして、職員の方から自由提案、あるいは業務改善というものを提案していただきまして、それぞれ意識の改革に努めようということで推進を図っていくという項目を掲げております。

それから情報化の推進でございます。審議会等の会議の公開、審議会はいろいろございますけれども、愛西市の審議会の内容をホームページに掲載いたしまして皆さん方にその内容を見ていただくという公開的なものも取り組んでおりますし、きょうもお話ございましたように、ホームページの充実、当然それもリニューアルしながらやっていくという前提で重点項目に上げております。

それから最後でございますけれども、公共施設の設置及び効率的な管理運営の推進ということで、指定管理者制度の導入、これは先日来いろいろ御質問いただいておりますけれども、その導入の関係と、それから今財産的なものを見直しておりますけれども、今後、愛西市の公有財産の有効活用をいかに図っていくべきかということで、これも重点事項の中に掲げております。

以上、大きく七つの中でそれぞれ項目がありますけれども、22年度から25年度までの第2期集中改革プランの項目として今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

それでは私の方からは、備蓄についての今後の方針的なものもお尋ねでございますので、お

答えをさせていただきます。

備蓄につきましては、御存じのとおり、計画的に順次毎年行わせていただいております。その中で組み立てトイレとか凝固剤など備品的なものでございますけれども、備品的なものにつきましては、半永久的なものもある反面、例えば食料品、乾パン、非常食等の関係、また飲料水等の関係については、ある程度一定期間で処分しなければならないというのものもあるわけでございます。ちなみに、今、フリーズドライといって乾燥食品、そういうものについては8万8,200食とか、アルファ米につきましては1万350食ほど持っておるわけでございますけれども、今後についても予算の範囲内で計画的に備蓄をしていく計画には変わりございません。

なお、それとは別に、一たん有事の際には行政だけでは限度がございます。防災マップ等にもお示ししておりますように、各家庭におきましても皆様各家庭に応じました備蓄の方もしていただくよう啓発活動にも努めてまいりたいと、このように考えております。

それからもう一つでございますけれども、大きな災害が発生したということになりますと、行政だけではとても対応できるものではございません。特に今言いました生活物資等におきましては、市内にあります大型スーパー等との関係で生活物資品の供給応援とか施設開放等に関する協定、これは何かというと、避難的なこと等についても、特に生活物資については企業にお願いすれば、あれば優先的に回していただく、これというのはあくまで後ほどお金で清算が伴いますけれども、そういうような協定も締結をいたしておるところでございますので、そういうようなこともあわせて考えていかなければならないということだと思っております。

#### ○上下水道部長（大島静雄君）

市内全域の公共下水道事業の接続状況でございますが、本事業は平成15年度より進めてまいりましたが、平成22年3月31日をもって一部地域を供用開始しております。その地域につきましては、佐屋地区では須依町、北一色町、稲葉町、東保町のそれぞれ一部で、該当する世帯数は約1,200世帯です。佐織地区につきましては、勝幡町、佐織町、千引町、古瀬町、小津町のそれぞれ一部で、該当する世帯数は約1,300世帯で、合計約2,500世帯となります。

これにつきましては接続率ですが、当初の目標としまして1年目で20%、2年目で40%、3年目で60%、4年目で80%、5年目で95%と立てていました。目標どおりですと今年度の1年間で500世帯の接続となりますが、8月末現在で既に宅地内の工事の申請件数455件の受け付けをしております。接続率にしますと約18.2%という状況でございます。

将来的な展望でございますが、今のところ平成44年までの長期間を要する事業でございますので、工事においてはコスト縮減等に努め、また住民の方には下水道の必要性等をよく説明するとともに、接続の促進を図っていきたいと考えております。以上でございます。

#### ○経済建設部長（加藤善巳君）

それでは、広域営農団地農道整備事業についてお答えをさせていただきます。

この広域営農団地農道整備事業につきましては、昨年9月の政権交代後、行政刷新会議における事業仕分けが実施をされまして広域農道整備事業が廃止となりました。この広域農道につきましては、地域に必要な道路であるということから事業を進めるため、関係の方々には御尽力

をいただき、地域再生法による地域活性化計画の認定を受けまして、道整備交付金により継続事業として実施することとなっております。全体の事業の進捗率でございますが、平成21年度末時点の事業費ベースで、全体で76%、それから愛西市内では72%と聞いております。以上でございます。

#### ○7番（石崎たか子君）

それぞれ答弁ありがとうございました。大項目1より再質問をさせていただきます。

私は、事業仕分けというか、これはどうだろうという一つずつのそんなので、そういうことをされているかということでお聞きしたんですが、集中プランということで、この数値目標はきのうおとついにも、その前からもお聞きしていて、皆さんに重複というか、すみませんでした。これはもう皆さんも御承知の数字でございます。

その中で、本市においては市税の前納報奨金制度、これは一宮でもこれがすごく、9億の余削減ができたということでこれが1位に載っておりましたが、本市、これはもう前に削減されておるかと思えます。そんなことで、そういうものを見直しというのか、抑えていかれていないかなということでお聞きしたわけでございます。

一宮でも、職員も350人減らし、公共施設の民営化や病院事業の見直しも進められたようでございますが、本市、一昨日から出ておりますが、この職員さん、指定管理ということになりまして、そこら辺の職員さんたち、改めてどのような処遇にされるのか、お聞かせください。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

今、石崎議員の方から前納報奨金の関係もございました。愛西市といたしましても、18年度に見直しを行いまして、周知期間1年を踏まえまして20年度から見直したわけでございます。そういう中で、この前納報奨金の目的といたしましては、納税者の納税意欲を高揚させると。あわせまして早期納税を奨励するためということで、そういうようなことでやらせていただいたわけでございます。そういうような中におきまして、今お話がございましたけれども、現時点では推移したく考えておるところでございます。

それから、今の職員の関係でございますけれども、一昨日等も企画部長の方からお話を申し上げておりますように、第1期、第2期と定員削減計画等も立てております。そういうような中で、単年ということではなくて、期間内におきまして目標数字を達成できるよう努力をしていきたい、また努力をしていかなければならないという気持ちで進めておるところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

#### ○7番（石崎たか子君）

ありがとうございます。先ほど職員さんたち、それから今の前納報奨にしましても、職員方の努力、大変な努力をされたということで、それあたりは本市の方が早く実行されております。

そして、先ほどちょっと答弁の中で、職員さんから業務改善ということで出していただくということが、何か実例というのか、そんなものはございませんでしょうか。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

職員から提案制度を募った中でこういうようなことがございまして、今年度採択したわけで

ございますけれども、これは事業課におきまして、地元住民さんからの工事等の苦情といえますか、改善の関係でございます。といいますのは、我々職場におきましてはある程度の周期で職場が離れます。そういう中におきまして、人がかわれば記録等も、本来なら残っているはずなんですけれども、公には残っていないというようなことがございますので、そういうようなものについては記録を地図なりに設けて、記録をつくって今後のために残そうというような提案制度もございまして、それを今年度採択したというのがほんの一例でございます。紹介をさせていただいて、答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

#### ○7番（石崎たか子君）

ありがとうございます。部下の方の意見やなんかを押さえるんじゃないで、今後もいい意見、議員の方もそういうお手伝いもしなければならぬと思いますが、ぜひ開けたそういう職員間の改善もなさっていただけたらと思います。

そして、来年度予算について、これからだろうと思います。それは、住民からは以前から収入に見合った支出ということで、これが切なる願いであります。平成22年度は自主財源44%の中から当初予算が187億、津島以上に出され、啞然とした予算を皆さん批判されたわけなんです、合併特例債はわかっていますが、津島市の緊縮財政を目の当たりにして、祈る気持ちでおる市民に対し、来年度の対応があればお聞かせ願いたいと思います。

#### ○企画部長（石原 光君）

来年度予算編成の関係で御質問をいただいておりますけれども、例年ですとこの予算編成方針、10月中旬ぐらいに幹部会を通じて各部局の方へ編成方針を流します。ですから、来年度の編成方針は今財政課の方でいろいろ細かい部分を詰めて作成中であるということをおっしゃって御理解いただきたいと思います。そして、きょうこの場で来年度はこれぐらいの規模になるよという具体的な数字はちょっと申し上げられませんので、その点も御理解をいただきたいと思います。

ただ、基本的な考え方でお答えをさせていただきたいと思います。先ほど議員の方からも、この財政手法、三つの手法というのはきのうも聞いたよと。何度も繰り返しになると思いますけれども、やはり私も愛西市、合併当初からいろんな取り組み、どう愛西市としては取り組んでいこうかということも考えた中で、今のシステムの構築というのがベストだという一つの形で取り組んでおります。そんな状況の中で、これも繰り返しておりますように、持続可能な財政運営を目指しまして、具体的な目標として先ほど申し上げましたこの三つの財政手法、これは平成27年度まで変わりません。それを一応クリアするという前提で財政運営を行っているというのが基本的な考え方です。

それと、3年ぐらい前から各部に予算の枠配分を行っております。今までですと、部局の方から予算要求してきたものをそのまま積み上げて予算編成をしておったわけなんですけれども、そうじゃなくて、今お話がございましたように、一つの枠というものを決めまして、それぞれの部局へ、例えば総務部ならこんだけですと、教育部ならこんだけですとという形を、予算を割り当てているという方式をとっております、その中で部内において事業の精査、それから経



常経費の削減を図っていただいて、その上でヒアリングに臨んでいただいて、そこで再度財政課の方で査定を行うというようなやり方で予算の方を固めていくというのが愛西市のやり方でございます。

それで、来年度につきましては、本市が進めてまいりました大型プロジェクト事業、これは議員も御承知のことと思いますけれども、総合斎苑しかり、それから給食センターしかり、それから駅前広場、土地の買い戻しも総務部長の方から話がありましたように、そういった事業が来年度一部実施に入るという年度でもありますので、財政課の方としては、今185億何がしというお話がございましたけれども、大体それぐらいをベースに一応念頭に置いていつもやっているわけですが、しかしながら大型プロジェクト事業もありますので、若干来年度はそういった増加が見込まれるのではないかなど。いずれにしましても、先を見据えた身の丈に合ったといいますか、交付税の将来的な問題もありますので、そういったような財政運営に取り組んでいきたいという基本的な考え方でおります。以上です。

#### ○7番（石崎たか子君）

まだこれから編成ということでございますが、ますます高齢化になってきます。年金暮らしの人がふえております中、先ほど何度もこれは、身の丈、身の丈というのはいつも出てきますが、本当に市民の底辺にいる人たちのこともよくお考えになって予算編成をやっていただきますように重ねてお願いを申し上げます。

続きまして、3大地震の方でございますが、私どもの地域では自助・共助・公助として、自分のことはなるべく自分でということで、自分たちで備える防災道具をリュックサックに入れたり、そして共助、自治会の中ではアルファ米、お水を毎年取りかえながら、皆さんに配りながら、何かそういう安心というもので共助もやっております。公助についてはぜひとも行政のお力というのをおかりしたいわけでございますが、特に避難所につきましては、例えば大井地区の一時避難所であった県の保養施設永和荘がなくなり、今、住民は、もし例えばそういう災害になったときに、今は老人福祉センターとデイサービスですね、川を越えてのところまでは行けないということ、小学校の方までも行けないという方のために、かわる場所の指定はないか、お尋ねをいたします。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

今議員さんが申されましたように、永和荘というのが廃止になりました。そういう中で、廃止に伴って一つ避難場所というのがなくなってしまったわけでございますけれども、そういう中で、指定避難所というのは指定いたしておりませんけれども、いざ災害が起きたときにというようなことを考えますと、民間だ、公共だというようなことは言っておれないと思います。そういう中で、たまたま大井さんにおきましては永和荘という大きな施設があるわけでございますけれども、全然町内によってはないところもあるわけでございます。そういうような中で、残っておるところをとにかく、そのときにそこをお願いをする。例えば地域でいきますと、例えば永和台におきますと永和台さんの集会所とか、また大井さんのお寺さんとか、そういうような例えば建物として残っておるところとか、また地震になれば広場とか空き地、そういうよ

うなところを緊急にでもお願いして対処していかなければならないと、そういうようなことを視野に入れておるところでございます。

#### ○7番（石崎たか子君）

またこれも皆さんにも周知というか、不安の種となっております。あとまた災害発生時の市民への伝達方法として、昨年、台風が襲来いたしました中で、皆さんに何とか避難をしていただきたい、おひとり暮らしは特にということで、雨が激しくなった中でハンドマイクで1時間以上かけて呼びかけたわけでございます。そうしましたら8名の方がやはり一人にいるよりはということで集会所に避難されまして、そのうち老人福祉センターへ役員が4名送ったわけでございますが、まんじりともしない夜を過ごしたわけでございます。集会所にはまだテレビも入ってございませんでしたので、ことし補助、ふるさと事業でテレビも入れていただきました。

そのときに、旧佐織のような各個人へのシステムがあればよかったのになと思わずにはいられないわけでございます。最近、紹介をいただきまして、有線じゃなくて無線で小規模な設営ができるということが、割方安くできるということを聞きました。旧佐織とか旧立田は個別があります、旧佐屋の方ではございません。どうかその辺を何とか旧佐屋の方にもしていただけたらという思いでございますが、私ども地域でも、何とか地域だけでもできないかということですが、地域だけですと補助金はいただけないというのか、お願いはできないかと思いますので、旧佐屋においての設置はいかがか、お尋ねいたします。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

石崎議員さんの方から、ここにきょう持ってきておりますけれども、このような御提案もいただきました。そういう中におきまして、担当といたしまして一応見させていただきました。そういう中で、これにつきましては今申されましたように一部のエリアをカバーするというようなものでございまして、電波というのは共用波にはなるというようなことでございます。ただ、市といたしまして総体的に計画というようなことになりますので、この点につきましては、せっかく御提案は御提案として承りましたけれども、これについてはちょっと進まないというようなことでございます。

それで、それにかわる方法というようなことでございますけれども、御存じのように佐屋地区には移動系の無線しかございません。そういうような中で、手段といたしましては、今言っていたいただきましたように、クローバーTVの整備というのも全地区進められたということもございまして。万一そういうような情報のときには、クローバーTVの方へ流すことによってテロップ的にすべて入るというような制度にも変わってきておりますので、一度に急にはできないかもしれませんが、当面の間というのはそういうような形で、情報、広報車を走らせるとか、そういうような身近な関係で進めていかなければならないなというようなことで思っておるわけでございますので、何分御理解の方をお願いしたいと存じます。

#### ○7番（石崎たか子君）

今のクローバーTV、全市整備ができたということでございますので、そんなのが各家庭に流していただければまたありがたいことでございます。それは、押し売りが来たりだとか、気

持ちが悪くなったりとか、できるようなシステムというか、何か器械をつければできるということで、今後は地域においてそれを設置していくのかは私どもまた話し合っ、設置の方向、御意見があればということで、皆様熱心にやっていただけますので、またそれは、旧佐屋では無理だということで承っておきたいと思ひます。いつ来るかわからない不安な毎日でございますが、よろしくお願ひいたします。

それから下水道に関するということで、統一規約をつくってほしいということでございます。

本市は、集落排水事業、コミプラ事業、そして現在は日光川下流地域関連愛西市公共下水道事業、それぞれに係る機関の補助金で工事をされました。合併されて、まだまだこれから統一ということは、本当に職員さん方、いろんな努力をしていただいていること、本当に御苦労なことでございますが、二、三の組合の方とお話ししたんでございますが、下水道料金の一番問題は不納の取り扱いについてでございます。私どもの組合もそうですが、今、納付書が来て、それも組合でお分けして、不納が出ればまた一件一件お手紙をつけて、平等に払ってくださいということでございます。引っ越しされた方にも2ヵ月後に何とか払ってくださいというので、役員さんの中で管理組合は借金取り立て業じゃないのかと言われました。

そこで、このたび18年度から払っていただけない方が引っ越しをされました。それをいつまでも残しておけば、何だ、払わない人があればおれも払わないでおくというようなことができはならないと思ひますので、全市の統一規約を作成していただければと思ひますが、その点について御見解をお聞かせください。

#### ○上下水道部長（大島静雄君）

現在、指定管理によりまして、佐屋地区4管理組合、立田地区9管理組合、佐織地区につきましては3管理組合と締結しております。不納金の対応についてもお願ひしているのが現状でございます。

今回、不納金の取り扱いの統一規約につきましては、一部組合の役員会からも相談を受けております。各組合等、十分精査する必要がございます。組合の状況もそれぞれ異なると思ひます。と申すのは、早いところで申すと、平成8年の10月1日から供用を開始されております。遅いところで申すと、平成21年の4月1日ということになっております。大変この開きが大きゅうございます。ですから、いずれにしましても各組合の中で意見統一が必要であるということで考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○7番（石崎たか子君）

それでは、ぜひ意見統一というか、それからその後は金額的なこと、これもまたそれぞれ佐屋地区、立田地区、今までの違つたものでございましたので、これは一つにするのは大変かと思ひますが、ぜひこれは努力して、まず不納の方だけでも何とかしていただけたらと思ひます。よろしくお願ひをいたしておきます。

それから一番最後でございますが、広域農道につきましては、これはまだ旧佐屋など未工事のところがあるということでございますが、計画の変更はされているのか、また未買収のところがあるということも聞きましたが、その点をお尋ねいたします。

**○経済建設部長（加藤善巳君）**

今議員さんの方から、市内にまだ旧佐屋などで未買収のところがあるかどうかということでございますが、弥富インター北の道路、県道富島・津島線から東の市道までの区間につきましては用地買収を完了しております。そこで道路工事の一部着手しておりますが、県の計画といましては、この区間、来年度の23年度から残りの工事に着手したいということでございます。

また、未買収のところがあるかとのことでございますが、正確な延長ではございませんが、八開地区で約300メートル、それから立田地区で約2,000メートルほどございます。以上でございます。

**○7番（石崎たか子君）**

来年度から旧佐屋のところで工事も始めていただくということは、皆さん目の当たりにしておられますので、ぜひとも進めていただきますようお願いいたします。

それから、立田、八開でまだ未買収のところがあるということでございますが、私ども旧佐屋のときには、用地買収ができないときは、たまたま知り合いの方にあそこを説得してきてくれということで私も鯛江、ちょうど鯛江のところですが、水路のふたをするというときに、その方も強行に、うちの名前が残るかということで、学校の先生でございましたが、2度ほどお邪魔しながら、あなたのところの名前は載らないけれども、この道路を拡幅したことにおいて皆さんが感謝して通られるじゃないですかということで切々とお願ひして、今、鯛江のところもきれいに広がっているわけで、そういうのが内佐屋のところでもあったりして、知っている者が行って説得ということで、今後は地域の方、総代さんを初め地域の方で未買収のところを早いところやっただけければありがたいということで、もしどこか知った方があればお願ひしますということで私どもも飛んでいきたいということでございます。

元来、広域農道は流通機能の合理化、農道経営の安定化を目的に整備されていると思っておりますが、社会情勢の中で工期とか路線、事業計画を、これは土地改良法に基づいて見直しをされ、変更されたと聞いております。その折には、市内の農地保持者、いわゆる組合員の方々から印鑑をいただかれておるはずでございます。その方々の中から、今だれが用地買収にかかわっているのか、変更されてからの動きは何も報告されていないということで、何のために広域農道かということで、いろんな事情があつて平成5年から14年完成がいまだにまだこんな状態ということに対して怒りを組合員の方がされておりますので、この点、もう一度進めていただくようお願いはできませんでしょうか。

**○経済建設部長（加藤善巳君）**

この計画につきましては、平成20年度に計画変更がございまして、工期が申されましたように平成14年度から28年というふうに変更されております。したがいまして、この平成28年度の全線開通を目指して県の方としても鋭意努力しているというふう聞いておりますので、よろしくお願ひをいたします。

**○7番（石崎たか子君）**

まだまだ市民の方々からの要望だとか御意見、本当に皆さん強く、やはり自分の住んでいる市がよくなるようにという願いでございますが、これからも住民の方がますます安心・安全、いつも市長を初め皆さんが言われておりますが、暮らしができるよう、私どもも努力しなければいけませんけれども、行政側もよろしく御努力をお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大宮吉満君）

7番議員の質問を終わります。

時間が大分たちました。10分休憩いたしまして、16時40分再開いたします。

午後4時28分 休憩

午後4時40分 再開

○議長（大宮吉満君）

休憩を解きまして再開をいたしたいと思えます。

ここでお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、会議規則第8条第2項の規定に基づき、会議を延長したいと思えます。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

これから2名ほどを予定しております。御協力をよろしくお願いいたします。

次に、通告順位8番の10番・堀田清議員の質問を許します。

○10番（堀田 清君）

それでは大項目、「赤蓮保存田」「森川花はす田」について、また小項目、保存田、ハス田の再整備を、二つ目に、蓮見の会についてお尋ねを申し上げます。

赤蓮保存田は、昭和62年ごろから整備が進められまして、平成3年、旧立田村ふるさと創生事業の一環として本格的に整備され、翌年度、平成4年4月に定植が行われ、開発、改良を繰り返して先人がつくり上げてきた芸術的な品種数々を区分し、栽培がしてあるのが保存田であります。ちなみに、32種類の品種が栽培をされております。

それと、森川花はす田ですが、これは平成七、八年ごろだと思いますが、立田村の活性化村おこしの一環として、交通量の多い県道佐屋・多度線の沿線で何か行えないかということで、一つは防災センターの駐車場で朝市、また一方では、鶴戸川に橋をかけ、その一帯を整備するという構想があり、絵までかいてあったということを知っておりますが、何分にも地権者の理解が得られなく、やむなく現在の場所に平成11年度に当初35アールで整備され、現在2回ほど拡張されました。現在このハス田がありますのも、道の駅、ふれあいの里、産直施設があるのも、この構想があったからだということを知っております。

それでお尋ねをいたしますが、第1点目ですが、この保存田ですが、近年、各品種がまざり合っているということを知っておりますが、その状況と対策はどのようにされるのか。

それから2点目ですが、この森川のハス田ですが、旧立田の時代はレンコンの栽培農家の方が管理をされておりましたが、現在の委託先と管理内容。

また3点目ですが、これは整備をされて十数年たっておりますので、この管理の方法も大変変わってきておりますので、この1区画というのか、1圃場をもう少し大きくする考えはないかということをお尋ねいたします。

また4点目ですが、現在、見学する通路が大変低く、大変見にくい、歩いて見なきゃいけない。それを通路を高くして上から眺め回すというのか、そのような形にしたらどうかと思いますので、その考え方は。

それに5点目ですが、ハス田、保存田を、2カ所ありますが、これを1カ所にまとめてやれば管理がしやすく、また経費の面でも節減できると思いますが、いかがなものかということです。

それから蓮見の会についてですが、これはことしで26回になるわけですが、せっかくかなりこのハス田に経費がかかっておりますし、ハスというのは結構7月の下旬から8月の盆あたりまで花が咲きますので、大変長い期間がありますので、何かイベント等をしてその中で蓮見の会を行ったらと思いますが、いかがなものでしょうか。

以上お尋ねしますが、あとは自席でお尋ねいたします。

#### ○教育部長（山田喜久男君）

私の方から、赤蓮保存田、森川花はす田についてお答えをさせていただきます。

まず保存田、ハス田の再整備をということで、5点ほど御質問をいただきました。

まず1点目の、保存田におきまして品種がまざり合っているのではないかと、またその対策はということでございます。

議員御指摘のとおり、私どもも調査をさせていただきましたけれども、赤蓮保存田では、議員の御説明もありましたように、32種類のハスを栽培・保存しております。ことしの調査によりますと、そのうち5カ所から6カ所、隣の品種が混在しているというふうに私ども調査を行っております。原因として考えられますのは、区画を割っている板さくですけれども、この下の方が水の通り道のために穴があけてあるということがわかっており、そこから隣の品種が入り込んだためではないかなというふうに私どもでは分析をしております。それで今後の対策ですけれども、この穴をふさいで、当然水がたくさん要りますので、この水の確保のために上部から水が入れないか、そんなことを今後検討していきたいというふうに考えております。

それから2点目の管理委託先の関係でございますけれども、赤蓮保存田につきましては、地元の方々の協力で構成されております赤蓮研究会、こちらの方に委託をしております。森川花はす田につきましても、議員おっしゃるように、平成20年度までは同様でございましたけれども、会員の高齢化、それから体調不良の方もお見えになるということで、なかなか森川の方まで手が回らないということの中で申し出がございました。したがって、平成21年度からはシルバー人材センターに委託先を変更いたしております。委託の内容ですけれども、どちらも一緒でございますが、耕し、耕作、草取り、肥料散布等の維持管理の委託でございます。

それから3点目の、ハス田の品種別の区割りを大きくしてはということでございますけれども、現在、私ども現在の区割りの中で品種の適正な保存に努めていきたいというふうに考えて

おります。

また、見学する通路を高くしてはということですが、通路等に足場等を設けるとなると、延長が長くなり、かなりの費用がかかるというふうに思われますので、現在のところ考えておりません。

それから、ハス田と保存田を1ヵ所にしたらどうだという御提案でございます。花ハス田につきましては現在借地をしております。そういった関係で、これ以上の借地は今のところ考えておりませんが、議員も先ほど御質問の中でありましたように、平成10年と伺っておりますが、旧立田村の中で現在の道の駅を含めますあの辺一帯、ゾーン計画という中で、すばらしい計画がされているというふうに私ども認識をしております。そういった中で、当時、立田村さんのときにどういった議論がされ、どういった計画をお持ちになったのか、今後私ども勉強をしていきたいと。今の3点につきましてもそういった中で考えられればというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、蓮見の会についてでございます。

議員おっしゃいますように、ハスの咲く期間は1ヵ月ほどでございます。私ども今の蓮見の会、非常に重要な愛西市の観光資源というふうに考えております。そういった中で、現在、市の観光協会の設立に向けて検討されております。そういった中で、お互い観光協会、それから市の立場、委託先の中で、どういったことができるのか考えていきたいというふうに考えております。いずれにしても、先ほど言いました、このことに関しても、その旧立田村の先ほどの構想の中にどうやって位置づけられていたのか、一度全体構想を再考してみたいと、このように考えておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○10番（堀田 清君）

1点目の、まざり合っているということですが、板さくの下の方から来ているということですが、これは全部ハスを掘り上げてもらってからやるということですか。

#### ○教育部長（山田喜久男君）

私ども調査した中で、今はその種というか根がありますので、現在それをすべて起こしてしましますと、今度また戻したときに枯れてしまつては大変ですので、一応目視の形で調査をさせていただいております。ただ、構造上、下に穴があいていますので、レンコンですので、その穴から隣の根といいますか、あれが入り込んだのではないかなというふうに考えておりますけれども、今後、細かく調査をするのであれば、一度掘り起こしてやってみたいというふうに考えております。

#### ○10番（堀田 清君）

やっぱり中にまざっていると、1年目、2年目になるとそれが1本が10本とかというふうになりますので、やっぱり掘り上げてきちんとやっていただかないとまた同じことだと思いますので、その点、どのように考えられますか。

#### ○教育部長（山田喜久男君）

おっしゃるとおりだと思います。一度掘り起こして調査をし、対策できる方法を考えていき

たいというふうに考えております。

○10番（堀田 清君）

2点目ですが、委託先と管理内容ですが、保存田の方はたしか農家の方がやってみえると聞いておりますが、森川のハス田、これはシルバーの方がやってみえるんですが、この管理の仕方というのはだれがやってみえるんですか。

○教育部長（山田喜久男君）

私どもシルバーへ委託をしております、このシルバーのどの会員の方かという個人名までは今ちょっと資料を持ち合わせておりません。

○10番（堀田 清君）

個人名じゃなしに、指導者というか、管理の責任者やね。シルバーの方は作業だけしている。

○教育部長（山田喜久男君）

申しわけありません。私どものシルバーへの委託契約の中で、大きく言いますと項目としては花ハス田の維持管理費、それからあぜ道の草刈り除草、それからスイレンがこちらの方にありますけれども、スイレンの維持管理費、あぜ道の補修費ということでの委託契約でございます、以下、担当課でお答えさせていただきます。

○社会教育課長（五島直和君）

先ほどの管理についての御質問でございますが、議員おっしゃるように、シルバー人材センターを通じてやっております。会員さんの中には、やはり立田村の会員さんが主でございますので、経験者等もでございます。以前管理していただきました個人の方、ちょっとお名前は伏せますが、その方にも指導を仰ぎ、また議員の方にもシルバーの今の局長がいろいろ御相談にも伺っているということも聞いております。そのような知識の豊富な方々の御意見をいただきながら管理を進めさせていただいております。

○10番（堀田 清君）

やっぱり花ハスの専門の方に指導をしていただくというのが、やっぱり作物ですので、適期というのがありますので、やっぱりその辺の方に指導をしていただいて、作業の方はシルバーでやっていただくという方がいいんじゃないかということを思うわけですが、その点。

○社会教育課長（五島直和君）

今後ともいろいろとそのような御指導を仰ぎたいと思います。よろしく申し上げます。

○10番（堀田 清君）

それから3点目ですが、この区画を大きくするというところですが、これは整備されてから十数年たっておりますので、管理の方法とか管理の仕方というのが大分変わってきておりますので、今は乗ってやるトラクターというのか、そういうもので管理しておりますので、一ます小さいと大変手間も食ってやりにくくて、シルバーの方も高齢化になってきておりますので、なるだけ機械でやるように勘考していった方がいいんじゃないかということを思うわけですが。

○社会教育課長（五島直和君）

現在、おっしゃるように、ますの大きさの関係で手でやらせていただいております。それに



つきましては今のところ広げるというような考えは持っておりません。よろしく申し上げます。

○10番（堀田 清君）

今シルバーの方がやってみえるところの年齢なんかを見ますと、多分七十何歳の方がやってみえると思いますので、ああいうレンコン、やわこいところでやっぱり手作業、歩いてやるのは大変だと思いますので、そのうちに、ちょっとわかりませんが、管理をしていただけの方がなしになるんでないかということの思うわけですが、その点。

○社会教育課長（五島直和君）

一部ちょっと誤解的なことがあります、赤蓮保存田の方は区画が狭いので手作業を主でやっております。森川花はす田の方は広いですので、人力、あと機械を使ってやっております。

○10番（堀田 清君）

今はそうやっているんですけども、耕運機、歩いてやる、今は乗ってやる機械でやっておりますので、小さいとやっぱりやりにくい、手間がかかるということで、経費の面でもその方が節減できるんじゃないかということの思っております。

○社会教育課長（五島直和君）

シルバー人材センターの方へ委託しておる関係、やっぱりシルバーとしても機器をそろえる絡みがあります。御意見として承っておきたいと思っております。

○10番（堀田 清君）

5点目ですが、ハス田、保存田、2カ所あるものを1カ所にということですが、これは保存田ということも大変大事であります、一方では視点を変えて観光という面でも見た場合に、やっぱり一カ所に集めた方がいいんじゃないかということの思うわけですが、どうですか。

○教育部長（山田喜久男君）

おっしゃるとおりだと思います。その点につきましては、先ほども申し上げましたように、旧立田村時代に大きなゾーン計画がされた経緯をもう一度私ども勉強させていただいて、その中で3点目、4点目、5点目、そして蓮見の会と、この辺の総合的な構想が、もう一度私ども勉強していく中で、できるものであれば進めたいというふうに考えております。

○10番（堀田 清君）

検討する、検討するということが、いつごろ検討されるのか。

○教育部長（山田喜久男君）

正直申し上げまして、実は平成10年にそういった立田村で5社によるパーツもできておるといふのを実はせんだって私ども見たばかりでございまして、大変それこそ勉強不足で申しわけありませんでしたけれども、その中で1年、2年かけて、もう一度考え直すのか、それを土台にするのか、いろんな角度の中で検討をしていきたいというふうに考えております。

○10番（堀田 清君）

なるだけ早いところ前向きに検討をお願いいたします。

それと蓮見の会ですが、蓮見の会はほんの1日ですが、やっぱり1日ではもったいないということで、何かできないかということで、きのうの夜、私、愛西市以外の友達がおりまして、

あそこでライトアップをやったらどうじゃという話が出ました。そうすると、ハスの葉っぱ、その上に花が出て幻想的な雰囲気になるということを知りまして、それは愛西市以外の人からそういうことをやったらどうじゃということを知りましたので、そういうこともひとつ勘考していただきましてお願いしたいんですが。

**○教育部長（山田喜久男君）**

一つの案として今議員の方からお示しをいただきました。参考にさせていただきたいと思っております。この件につきましては、私ども蓮見の会を、準備、後片づけ、数日間やるわけですが、議員おっしゃいますように1日だけではございません。お客さんはその間にもたくさんお見えになっています。そのことも私ども承知をしております。先ほども申しますように、愛西市の、議員もおっしゃいましたが、観光資源として何とか、今度の観光協会が立ち上がることもありますので、その辺で何ができるか検討をしたいと思っております。

**○10番（堀田 清君）**

市長さんに最後にお伺いしますが、道の駅、あれを挟んで東側にはこのハス田、それと西側には木曾川、東海広場が両側にありますし、それに福原の閘門、あの一帯を愛西市の観光の拠点にするという考えはおありですか、お伺いいたします。

**○市長（八木忠男君）**

堀田議員の質問にお答えをいたします。

いろいろ担当もお答えしました。本当にこの間、せんだってこの答弁打ち合わせの場でいろいろ私が言っていましたら、実はということで旧立田の職員の中からこうしたものがありますという話が出ました。担当が申し上げましたが、5枚ありました。5枚、大きいので。立田の皆さんはごらんになっていただいていますかね、大変すばらしい絵が、構想がなされておりました。ですから、前年度、事務局の方から北陸の方へ、福井の方ですか、やはり同じようなハスを会した景勝地、観光地というようなものも見せていただきましたので、これからどんな、やはり地域がそうした一連の観光の、船頭平閘門も含めまして、いいのではなかろうかということも理解しておりますので、いましばらく時間をいただいて、担当が申し上げましたように、皆さん方にも御相談しつつ、少しは、あの構想ですと公園もすばらしいものでありました。公園整備も皆さん方から問われておりますし、いろんな面で考えられたらなど、そんなことを思ったところであります。よろしくお伺いいたします。

**○10番（堀田 清君）**

その北陸ですか、福井、私も去年見に行きまして事務局へパンフレットの方を置いてきましたが、7月だったかな、観光バスもかなり着いて大変盛況だったということを知っておりますので、ぜひとも早い時期に考えていただきたいということをお願い申しまして、これで終わります。

**○議長（大宮吉満君）**

10番議員の質問を終わります。

次に、通告順位9番の21番・山岡幹雄議員の質問を許します。

## ○ 2 1 番（山岡幹雄君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、愛西市の教育に関する質問を4項目について質問させていただきます。皆さんお疲れでございますが、きょう最後の私は質問で、少しお時間をいただきたいということで、よろしく願い申し上げます。

私、先日、新聞報道に、文部科学省の学校基本調査速報で、2009年度に病気や経済的な理由以外で学校を年間30日以上欠席した不登校の小・中学生は、前年度より3.4%減の12万2,432人で、2年連続で減少していたと。1998年度から12年間も12万人を超える状況が現在続いているそうです。中学校の不登校は前年度より4,048人少ない10万105人で全中学校の2.8%、小学生も325人減の2万2,327人で全児童の0.3%、全小・中学生に占める割合は1.15%で、87人に1人の計算になるそうです。学生別では、特に小学校6年生の7,540人から中学1年は2万2,384人と3倍近くはね上がり、中学校に進学して環境の変化についていけず、学校に行けなくなったと見られています。不登校のきっかけを学校に複数回答で尋ねると、上位は「本人の問題」43.2%、「いじめを除く友人関係」が17.7%、「親子関係」11.4%で、「いじめ」は2.6%という報道がございました。

それで、愛西市のいじめ・不登校について質問をさせていただきます。

平成18年度をピークに、全国的にいじめが原因で子供たちがみずから命を絶った事件が相次いで報道されています。愛西市内においても、最悪の事態は免れているものと思いますが、毎日つらい思いをしていたり、不登校に陥ったりしている子供たちがいるように聞いております。教育委員会にもいろいろな情報が入っているように思いますが、この問題をどのように対処しているか、その方針を伺いたいと思います。

また、各学校のいじめの問題についての取り組みの現状をお伺いしたいと思います。

次に、情報機器の使用方法について質問します。

情報機器とは、携帯とかコンピューター関係でございます。

児童・生徒が携帯電話のメールやインターネットの利用をする機会は、皆さんも御存じのように、近年急激に増加しております。それに伴い、インターネット上の学校非公式サイト、いわゆる学校の裏サイト等を利用して特定の児童に対する誹謗・中傷が行われるなど「ネット上のいじめ」という新しい形のいじめの問題が生じています。また、児童・生徒がいわゆる出会い系サイト系のインターネット上の有害な情報に携帯電話からアクセスし、犯罪に巻き込まれる事件が相次いでいます。

文部科学省では、ネット上のいじめの問題に対する四つの呼びかけを今行っております。一つ目は「知っていますか？子どもの利用できる携帯電話・ネットの中身を」「教えましたか？携帯電話・ネットの危険性を」、2番目に「約束しましたか？携帯電話・ネットではいけないことを」「親子で学びましたか？『情報モラル』について」、3点目に「聞いてみましたか？お子さんが『ネット上のいじめ』で悩んでいないかを」「学校と連携して実践していますか？携帯電話・ネットの間違った利用をチェックする活動を」、最後に「学校と相談していますか？携帯電話・ネットによるいじめにあったときにしなければいけないことを」、この四つ

の呼びかけを保護者の皆さんに国は現在啓発しております。

そこで、愛西市の各学校での情報モラル教育の取り組みの現状をどのように行っているか、お伺いをいたします。

また、この情報機器の光と影について、大人、私どもも知る必要があると思います。そこで、その保護者世帯への警鐘という意味での学習機会があれば、お教えしてください。

次に、小・中学校連携について御質問させていただきます。

最近、小・中学校間の連携、地域と学校との連携が叫ばれております。市内の学校の現状の取り組みをお伺いいたします。また、どのような効果が期待されているのか、見解をお伺いいたします。

最後になりますが、先月、市長も御同行されたと思いますが、国際理解教育についての質問とさせていただきます。

先ほど言いましたように、先月、サクラメント愛知県人会等の交流事業が実施されましたが、愛西市はかつて多くの渡米者を送り出した地域でございます。過去の日米の不幸な時代や先駆者の苦勞に思いをはせる絶好の学習機会であると思います。同時に最も期待したいことは、これからの日米関係を背負う若い世代間の交流だと私は思います。

そこで、多くの催しや行事を推進する中で、継続可能な人的交流を支援するための計画があれば、お伺いをいたしたいと思っております。

以上で統括質問を終わり、自席で答弁をお伺いしますので、よろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

#### ○教育部長（山田喜久男君）

私の方から、山岡議員の質問にお答えをさせていただきます。

愛西市の教育に関する諸問題ということで4項目ほど御質問をいただきました。

まず初めに、いじめ・不登校についてでございます。

いじめ・不登校についてどう対処しているかというような御質問でございます。

私ども各学校におきましては、日常の学年会とか打合せ等において児童・生徒の活動の様子を職員間で情報交換し、対応を行っているところであります。これにつきましては、1人の教師が抱え込まないように情報を共有化し、全職員で対応に当たるといったことでございます。また、定期的にいじめ・不登校対策委員会を設置しまして、児童・生徒の状況について情報交換したり、対策について話し合っているところでございます。

また、私ども市の教育委員会の方にもいじめ・不登校について毎月御報告があるわけですが、ちなみに21年度のいじめ件数は8件、それから不登校児童・生徒数におきましては55名という21年度の報告がされております。議員おっしゃいますように、全国的には減少の傾向にあるということでございます。愛西市も20年度に比べると若干減っております。

また、不登校対策としましては、適応指導教室「すまいる」を平成20年度から開設させていただき、状況によってはこちらの方への入室を促しております。現在、すまいるには7名の入室児童・生徒がおりますけれども、平成21年度の実績で申し上げますと、不登校ですまいるへ

入室した者12名（小学生4名、中学生8名）でございます。そのうち学校へ復帰ができた者が5名というふうに聞いております。

それからスクールカウンセラーの関係でございますけれども、現在、全中学校と佐屋小、立北小、北河田小の9校、小学校においては拠点校としておりますけれども、配置をしております。そして保護者、本人、教職員も、どのカウンセラーにも相談できる体制になっております。大体どの学校におきましても、週1回の来校の折に、児童・生徒の面談とか保護者からの相談、さらには教職員からの教育相談で、カウンセラーを有効的に活用されているということでございます。

2点目の、情報機器の使用方法についてのお尋ねでございます。

この問題につきましては、この議会でも過去より多々御質問をいただいております。

現在、各小学校におきましては、コンピューターを使用した授業の中で情報モラルを意識した教育を進めております。小学校では、著作権の問題ですとか、情報検索するときに気をつけるように指導をしております。中学校では、インターネット利用時の注意点やインターネットメールを利用する際のマナー、掲示板への書き込み、携帯電話の安全な使い方、ネットショッピング等についても模擬体験等を通じて指導を進めているところでございます。

また、昨年度、外部講師を招いての研修会も学校の方で開催をさせていただきました。永和小学校では、愛知県警察本部サイバー犯罪対策課の方を講師に招きまして、インターネットに潜む危険性について学習をしております。また今年度では、佐屋中学校におきまして、愛知県警察本部生活安全部生活安全課の方を講師に、インターネット利用安全・安心教室を開催させていただきます。当然、議員おっしゃいますように、保護者の方への啓発ということも含めまして保護者の方へ案内を出させていただきます。これらの情報モラル関係の取り組みの様子につきましては、愛知県教育委員会の「iモラル」情報サイトにも紹介がされておりますので、一度ごらんいただきたいと思います。

それから、愛西市におきます小・中学校の連携についてでございます。

地域柄いろいろございますけれども、大体の地区におきまして小・中連携は行っているところでございます。具体的に、例えば佐屋小、佐屋西小と佐屋中、それから永和小と永和中、それから佐織中と北河田小及び勝幡小というように、職員間の情報交換や児童・生徒の交流も実施されているところでございます。平成19年、20年度におきましては、佐織中におきまして「地域にはたらきかける学校づくり推進事業」、これは県の指定校でございますけれども、家庭や地域とのかかわりを大切にしまして、学校が主体的に地域に働きかける教育活動を実践したところでございます。

連携の効果としましては、先ほど議員から御紹介がありましたけれども、小学校6年生から中学校1年生に上がる折に急に不登校がふえます。これを私ども「中1ギャップ」と呼びますけれども、中1ギャップの軽減や小・中の指導課程の円滑な運用にとどまらず、例えば佐屋小、佐屋西小と佐屋中学校間では特別支援学級の相互の授業参観を行っておりますし、永和中学校と永和小学校では、もう11年前からだそうですけれども、小・中の合同運動会を開催させてい

ただいております。また、佐織中におきましては小学校への出前授業、それから6年生が中学校へ出向いての中学校の部活動の活動、生徒が地域へ出かけるボランティア活動など、地域から感謝され、期待されているものでございます。小・中学校の連携については以上でございます。

それから、国際理解教育についてでございます。

議員から先ほど御紹介いただきましたように、本年度、愛西市サクラメント愛知県人会等交流事業につきましては8月19日から25日までの7日間で実施をさせていただいたところでございます。今回はサンフランシスコの日本国総領事館の副領事が御参加をいただいたということで、大変有意義に行うことができたというふうにお聞きをしております。

この事業の目的としては、先ほど議員が御紹介いただきましたように、かつて多くのアメリカ移民を輩出した歴史的経緯がございますので、その経緯からサクラメント愛知県人会との交流を契機に、市の将来を担う中学生及び各分野で活躍できる市民をサクラメント市等に派遣し、現地での生活、歴史的文化等に接し、人的交流を通じながら理解を深めるとともに、今後の時代を担う地域リーダーを育成すると、ちょっと長いですが、そういったような目的を持っているようなことでございます。こうした観点から、この事業を継続していきたいというふうに考えております。以上でございます。

## ○21番（山岡幹雄君）

それぞれ詳細な説明、答弁ありがとうございました。それでは順番に御質問させていただきます。

小項目1点目、いじめ・不登校について御質問させていただきます。

先ほど答弁の中で、不登校対策として適応指導教室を平成20年度から実施され、学校復帰者が数名見えたという成果があったということで御回答をいただきました。この適応指導教室「すまいる」の場所と、この教室の体制をどのように行っているかを教えていただきたいと思っております。

それと、不登校児童・生徒が55名という回答がございました。差し支えなければ、その不登校にどうしてなったかということをお教えてください。

次にスクールカウンセラー、全中学校、また小学校につきましては3校ということで、それ以外の小学校が配置されていない、先ほど答弁にもあったと思うんですけど、配置されていない保護者の啓発方法をどのように行っているか、お教えてください。

最後に、昨年、佐織中学校で12月に行われております人権週間に、佐織中独自でいじめを考える生徒集会を実施されたと思っております。その内容について、わかる範囲内で結構でございますので教えてください。以上です。

## ○教育部長（山田喜久男君）

いじめ・不登校についての御質問でございます。

まず、すまいるの場所と体制ということでございますが、すまいるの場所におきましては、市江コミュニティセンターの2階西側をお借りし、そこを改造し、平成20年度から開設をさせ

ていただいたところでございます。また、指導体制としましては、指導員2名、それから補助員4名で運営をさせていただいております。この指導員2名ですけれども、1名は校長先生のOB、もう1名は県から、こういった不登校のいじめ相談を受けておみえになった教員資格を持ってみえる方でございます。また、保護者からの相談を受けたり、学校からの相談もいろいろと受け付け、その都度、指導員が学校へ出向くこともございます。こういった連携をとって今進めているところでございます。

それから、不登校の理由ということでございます。本当に個々いろいろでございます。先ほど議員がおっしゃったとおりだというふうに思っております。トラブルが友達がきっかけであったり、先ほど言いますように中1ギャップが原因であったり、家庭生活であったりと、いろんなケースがございます。特に中1ギャップにつきましては、小学校は担任制でございます。中学校は教科担任でございます。そういった環境の中で、どうしても適応できない子が出てしまう。そういった中で、先ほど議員もおっしゃった小・中の連携を今図ってきているといった流れでございますので、よろしくお願ひします。

それから、スクールカウンセラーの保護者への啓発方法ということでございますけれども、議員が仰せられますように、小学校は拠点校方式でございます。各地区に、八開、立田で1人、佐屋で1人、佐織で1人という体制をとっております。そんな中、年度の初め4月に各学校でスクールカウンセラーに関する文書を保護者に発送し、啓発をしているところでございます。これにつきましては、配置されていない学校におきましても拠点校にお見えになるという啓発を行っております。

それから、佐織中の人権教育についてでございます。佐織中におきましては、各教科の授業や学活の時間等に機会をとらえながら、いじめは許されないこと、それから思いやりと感謝の心の育成を意識して教育活動を進めております。毎月の取り組みとしましては、いじめの防止の意味を込めましてオレンジリボンを毎月7日から14日に身につけたり、人権週間には保護者にも参加してもらうよう人権集会を行ったりしております。以上でございます。

## ○21番（山岡幹雄君）

御答弁どうもありがとうございました。私はいろいろ思うんですが、墓石行政といいまして、いろいろ事があってからしか何事もこういう体制がされません。何分にも繊細な子供が多くお見えになりますので、その前にいろんな対策を市の方にお願ひしたいと思ひます。

次に、情報機器の使用法につままして若干御質問させていただきます。

私もコンピューターの方をやっておりますが、学校で研修等をする場合、その情報機器の有害サイトへの検索防止策があるかどうか。

また、先ほど一番最初に永和小と佐屋中で研修会を実施されたということで、子供の方の情報も早く伝わると思ひます。1年に1度、全校、全中学校、全小学校、実施されるといいかなと思ひますけど、その講演についてやられるかどうか、状況を教えてください。

それと、先ほど愛知県の教育委員会、iモラルという情報サイトの御紹介がございました。その中で、愛知県が義務教育問題研究協議会で情報モラル教育に関する実態調査を行っております。

ます。これは平成21年度に愛西市も実施されていると思います。そのときの市の状況と、その後、調査後に市がどのような体制をされたか、3点ほどお伺いいたします。

#### ○教育部長（山田喜久男君）

まず1点目の、情報機器の検索防止策ということでございます。

各学校のパソコン、コンピューターにつきましては、市の情報管理課の方で一括管理をされております。そこですべてフィルターがかかっておりますので、子供たちは不要なサイトの方へ入れない、我々も入れませんが、そういったフィルターがかかっておりますので、よろしく願いをいたします。

また、永和小と佐屋中で行いました講演会につきましては、まだすべての学校で行っているわけではございません。各学校では校内で研修会を実施しているところでございます。この外部からの講師を招いてのものにつきましては、それぞれの学校のカリキュラムもございまして、順次広げていけるものであれば広げていきたいというふうに考えます。

それから、先ほどiモラルの関係がございました。情報モラル教育の実態調査ということで、平成20年9月に抽出校方式で愛知県が独自に調査を行っております。したがって、愛西市のみの結果は私どもつかんでおりませんが、県としては、携帯電話の所持率はこの調査により小学校5年で約23%、中学校で約50%、そのうちメールのやりとりをしている子は小学校5年生で約58%、それから中学校2年生で約87%になっているということをお聞きしております。それで、各家庭のコンピューターを利用して悪口を書かれた等のトラブル、これも残念ながら数%いるというふうに聞いております。そのため、各学校ではコンピューターを使用した授業の中で、先ほども申し上げましたけれども、随時、情報モラルを意識した教育を進めているところでございます。それ以外にも、各種資料を利用しまして携帯電話の安全な使い方やインターネットの危険性について指導を進めているところでございます。

議員もおっしゃいました、保護者に対しても保護者向けとしまして愛知県からの啓発パンフレットを配布したり、学校のホームページ等でそういったiモラル等へのリンクを張ったりして啓発をしているところでございますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

#### ○21番（山岡幹雄君）

御答弁ありがとうございました。

私も、今のiサイトの方の情報、実態調査結果、考察というものをちょっとインターネットで調べさせていただきました。この中に、実際、指定校だけの愛知県下の統計でございしますが、児童、小学生でございしますが、出会い系サイトはほとんどやっていないのが実情でございます。保護者も、そういうことを知らないのがほとんどでございます。それで、小学校の上級生なり中学生になると、特に中学生になると出会い系サイトの閲覧が大体2割ほど、メール等の悪口が7割、ブログ等の悪口7割ということで、相当皆さん興味があるという、中学生になるとそういうことでございます。その関係で保護者の方が心配してみえるのは、やはり長時間そういう携帯電話を使ってみえるというのを心配しておると。それで、あまり子供たちに言う



と子供から嫌われるということでございます。

あと問題なのは、この中で、教育委員会の先生方がこの情報サイトの関係でやはり認識が薄い。どういうことかといいますと、やはり携帯・パソコンのいろいろ使用方法、やはり小・中学生の方が覚えるのが早いので、相当早くそういう裏サイトなり入っていかれます。その対処方法が後、後となっているわけでございます。

愛西市におかれましても、きょうある議員がホームページについてお隣等いろんなところのホームページと全然愛西市が違うということで、私も子供等の携帯・パソコンについていろいろ教えていただきます。ただ、ほとんどついていけません。そんなようなことから、いろんなことを、犯罪等は待っていただけませんので、何分にもいろんな先生方が対応できるように御指導をお願い申し上げます。

次に、小・中連携について御質問させていただきます。

佐織中が連携を行っているということで、ほかに具体的にあればまた教えていただきたいということで、先ほど御答弁にありました、地域にはたらきかける学校づくり推進事業が佐織中で行われたということの具体的な内容を教えてください。その事業によってこの中学校がどのように影響があったかということでございます。

それと、この佐織中で実施されている小学校への出前授業の内容について、具体的にわかる範囲内で結構でございますので御説明をよろしくお願いします。

#### ○教育部長（山田喜久男君）

小・中連携の関係につきまして御答弁をさせていただきます。

まず、佐織中が実施をしました地域にはたらきかける学校づくり推進事業の具体的な内容ということでございまして、主な事業としましては、中学2年の学習としまして、地域の戦争体験を持つお年寄りを学校に招いてお話を聞いたり、一緒に地域の方とランチルームで試食会を行ったり、音楽鑑賞を行ったりしております。これが地域の方が学校へ出向く方でございます。また、学校が地域へ出向く交流としまして、佐織納涼祭りに生徒やPTAがボランティアとして前日の準備から後片づけまで活動の手伝いをしていたり、ごみゼロ運動にも参加をしてくれたりしております。こういった小・中連携、先ほども申しましたように、各学校それぞれ大なり小なり何か事業を持っているところでございますけれども、冒頭で申し上げましたように、やはり地域柄がでございます。そういったところの特色を生かして進めていきたいと、このように考えております。

それから出前授業の関係でございますけれども、佐織中の数学と英語の教師が北河田小と勝幡小へ出かけて授業を行っております。10月と11月に1時間ずつではございますが出かけ、また2月にも1時間ずつでございますが、出かけております。当然、小学校の先生は担任ですので通常出れません。中学校におきましては教科担任ですので、あいた時間を利用してという形で行っているものでございます。内容につきましては、数学で申し上げますと図形とか数の学習、英語ではコミュニケーションを中心にとということで出前講座を行っているところでございますので、よろしく申し上げます。

○21番（山岡幹雄君）

やはり先ほど私が冒頭で申し上げましたように、中1ギャップというのが今あるということで、愛西市におかれましても、佐織中のこういう出前講座なり、また小・中連携を各学校に合うように実施をお願い申し上げます。

最後になりますが、国際理解教育についてちょっと御質問させていただきます。

私も以前、役所におりまして、海外の方へある機会に研修させていただきました。その折、やはり日本に住んでおると外国の習慣が違うということで、いろいろ勉強になりました。日本でもある番組で、ある番組というのは「秘密のケンミンSHOW」という番組がございます。やはり県によっていろんなものが全然違ってきます。その関係で、この地域でなぜアメリカの方へ行かれたかという、その先代、先々代の方々が行かれたということで、そういうことを勉強されることによって、やはり行かれることによって考え方、いろんな見方が変わってくると思います。

実質、先ほど部長の方からも御答弁がありましたように、今後実施されるということでございますが、この sacrament のほかに、このような国際理解教育の事業は今後あるかどうか、あればお教えください。

○教育部長（山田喜久男君）

今後、国際交流、人的交流のある事業があるかということでございますけれども、現在のところこの sacrament 事業が唯一、今、愛西市が行っている人的国際交流かなというふうに考えます。ただ、目的としましては、先ほど説明したとおりの sacrament の事業の目的でございますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○21番（山岡幹雄君）

どうもありがとうございました。

長時間、御答弁いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、子供たちは21世紀を担うかけがえのない存在であると思います。そして、子供は無限の可能性を持っております。その子供たちが健やかに生まれ、心豊かにたくましく育つことを私は願っております。私は、心の教育を教育委員会の方をお願いしたいと思います。いじめは児童・生徒の人権にかかわる重大な問題です。この問題を防ぐためには、幼児期、幼稚園のときからでございますが、生命を尊重する心、他人への思いやりや社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心など、豊かな人間性を持てる児童を育てていただくことをお願い申し上げます。私の一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大宮吉満君）

21番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大宮吉満君）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。

なお、あす10日は午前10時より開議し、一般質問を続行いたします。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 5 時46分 散会

